

**令和6年度
宮城県自主防災組織リーダー研修会
実施報告書**



**一般財団法人 日本防火・防災協会
宮城県
山元町 大和町**

目 次

1	実施概要	・・・	1
2	参加者名簿	・・・	5
3	実施状況写真	・・・	9
4	アンケート設問及び集計結果	・・・	13
5	講習資料	・・・	27

令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会実施概要（山元町）

1 目的

地域防災の中核を担う自主防災組織役員等を対象に、避難行動要支援者の支援体制づくりに関する防災講話と演習形式の研修を実施することで、個別避難計画等事前対策の重要性を啓発するとともに、現場での実践力（企画力・指導力）を養う。

2 実施主体及び後援等

- (1) 主催：宮城県、山元町、一般財団法人日本防火・防災協会
- (2) 後援：総務省消防庁

3 実施日時 令和6年9月15日（日）午前9時から午後3時45分まで

4 開催場所

山元町役場1階大会議室（宮城県亶理郡山元町浅生原作田山32）

5 対象

山元町内の自主防災組織役員、防災リーダー等 42名

6 内容

(1) 防災講話

- 講師：特定非営利活動法人 防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏
- ・近年の災害傾向及び地域の地勢状況について
 - ・避難行動要支援者を支援する体制づくりについて

(2) 演習（DIG）

講師：特定非営利活動法人 防災士会みやぎ 副理事長 高橋 健一氏

7 研修日程

別紙のとおり。

令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会実施概要（大和町）

1 目的

地域防災の中核を担う自主防災組織役員等を対象に、避難行動要支援者の支援体制づくりに関する防災講話と演習形式の研修を実施することで、個別避難計画等事前対策の重要性を啓発するとともに、現場での実践力（企画力・指導力）を養う。

2 実施主体及び後援等

- (1) 主催：宮城県、大和町、一般財団法人日本防火・防災協会
- (2) 後援：総務省消防庁

3 実施日時 令和6年12月8日（日）午前9時から午後3時45分まで

4 開催場所

大和町役場3階会議室（宮城県黒川郡大和町吉岡まほろば1丁目1-1）

5 対象

大和町内の自主防災組織役員、防災リーダー等 37名

6 内容

(1) 防災講話

講師：特定非営利活動法人 防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏

- ・近年の災害傾向及び地域の地勢状況について
- ・避難行動要支援者を支援する体制づくりについて

(2) 演習（DIG）

講師：特定非営利活動法人 防災士会みやぎ 副理事長 高橋 健一氏

7 研修日程

別紙のとおり。

令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会（山元町）
日 程 表

時 間	1 日 目	内 容
8:30	○ 受 付	
9:00	○ 開 会	
	○ オリエンテーション	
9:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「近年の災害傾向及び地域の地勢状況について」
10:00	<休 憩>	
10:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者の支援と自主防災活動について」
11:00	<休 憩>	
11:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について」
12:00	<昼 食>	
13:00	○ 演 習 (D I G)	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 副理事長 高橋 健一氏
14:20	<休 憩>	
14:30	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者支援体制づくりについて」
15:40	○ 閉 会	
15:45	<終 了>	

令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会（大和町）
日 程 表

時 間	1 日 目	内 容
8:30	○ 受 付	
9:00	○ 開 会	
	○ オリエンテーション	
9:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「近年の災害傾向及び地域の地勢状況について」
10:00	<休 憩>	
10:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者の支援と自主防災活動について」
11:00	<休 憩>	
11:10	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について」
12:00	<昼 食>	
13:00	○ 演 習 (D I G)	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 副理事長 高橋 健一氏
14:20	<休 憩>	
14:30	○ 講 義	・ 講 師 特定非営利活動法人防災士会みやぎ 理事 桑野 知美氏 「避難行動要支援者支援体制づくりについて」
15:40	○ 閉 会	
15:45	<終 了>	

実施状況写真 (R6. 9. 15 山元町)



会場内の様子



会場内の様子②



講師による講演 (特定非営利活動法人防災士会みやぎ 桑野知美氏)



講演の様子



講師による DIG 演習（特定非営利活動法人防災士会みやぎ 高橋健一氏）



演習の様子



各グループの発表の様子



町の取組について説明（町保健福祉課）

実施状況写真 (R6. 12. 8 大和町)



会場内の様子



会場内の様子②



講師による講演（特定非営利活動法人防災士会みやぎ 桑野知美氏）



講演の様子



講師による DIG 演習（特定非営利活動法人防災士会みやぎ 高橋健一氏）



演習の様子



各グループの発表の様子



町の取組について説明（大和町）

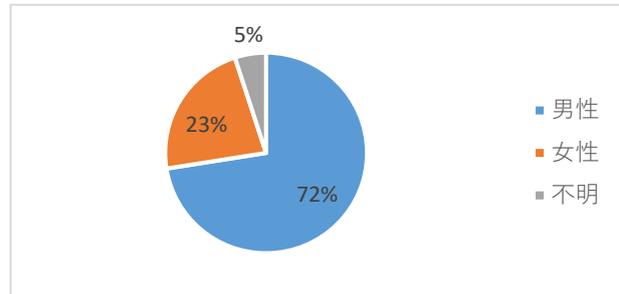
令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会（山元町） アンケート集計結果

- 開催年月日 令和6年9月15日
- 開催市町村・会場 山元町/山元町役場1階大会議室
- コース名 避難行動要支援者支援体制づくり
- 回答数 40 ※未回答2名

Q1 あなたについて教えてください。

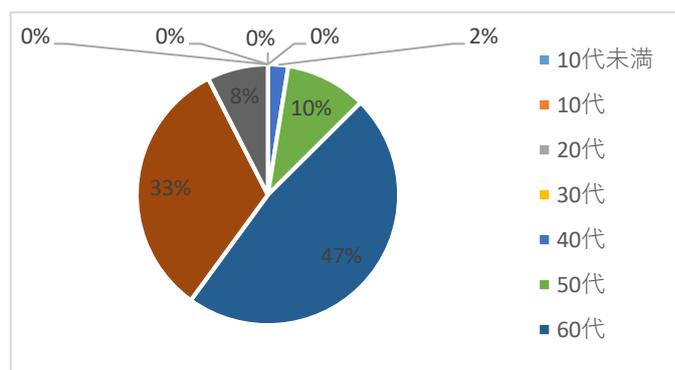
1.1 性別

1	男性	29名
2	女性	9名
3	不明	2名
	合計	40名



1.2 年齢

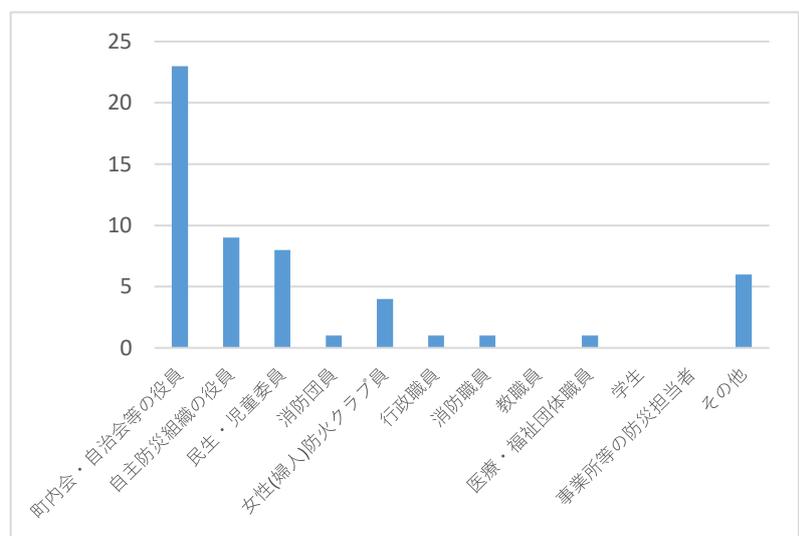
1	10代未満	0名
2	10代	0名
3	20代	0名
4	30代	0名
5	40代	1名
6	50代	4名
7	60代	19名
8	70代	13名
9	80代以上	3名
10	不明	0名
	合計	40名



1.3 役職等（複数可）

※複数回答可

1	町内会・自治会等の役員	23名
2	自主防災組織の役員	9名
3	民生・児童委員	8名
4	消防団員	1名
5	女性(婦人)防火クラブ員	4名
6	行政職員	1名
7	消防職員	1名
8	教職員	0名
9	医療・福祉団体職員	1名
10	学生	0名
11	事業所等の防災担当者	0名
12	その他	6名
	合計	54名



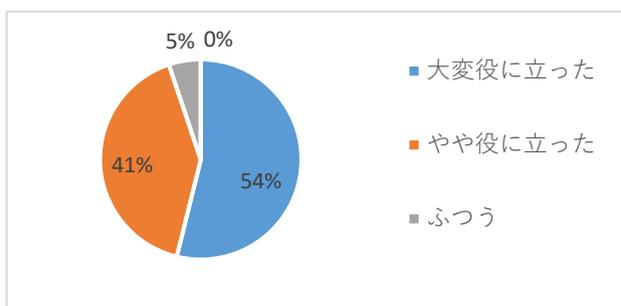
その他の内容

・住民
・議員

Q2 講習内容の評価を教えてください。

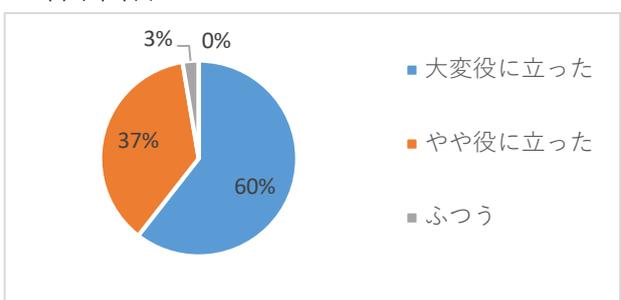
2.1 近年の災害傾向及び地勢状況について ※1名未回答

1	大変役に立った	21名
2	やや役に立った	16名
3	ふつう	2名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		39名



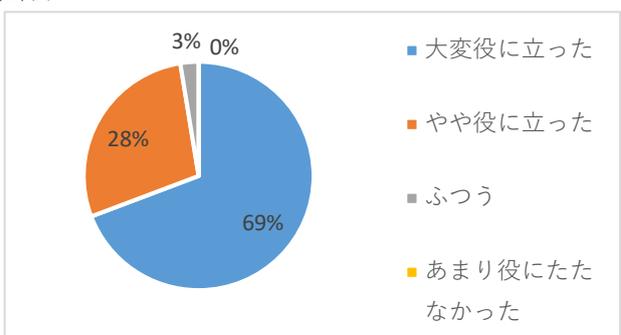
2.2 避難行動要支援者の支援と自主防災組織の役割について ※2名未回答

1	大変役に立った	23名
2	やや役に立った	14名
3	ふつう	1名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		38名



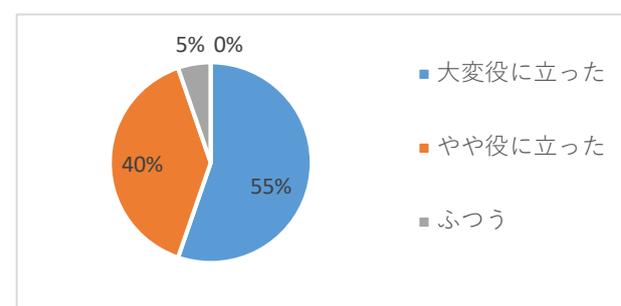
2.3 避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について ※1名未回答

1	大変役に立った	27名
2	やや役に立った	11名
3	ふつう	1名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		39名



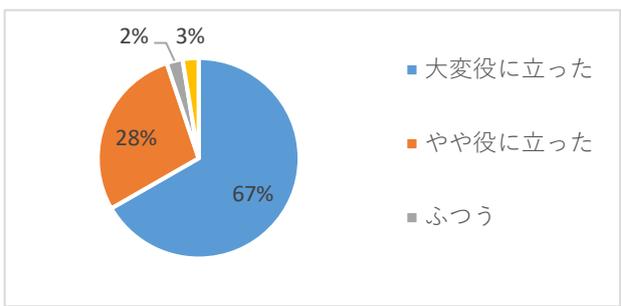
2.4 避難行動要支援者支援体制づくりについて ※2名未回答

1	大変役に立った	21名
2	やや役に立った	15名
3	ふつう	2名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		38名



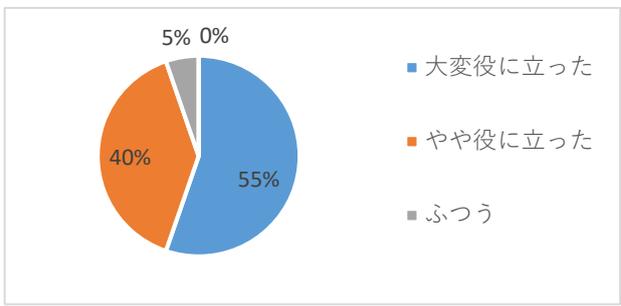
2.5 演習(DIG(災害図上訓練)) ※1名未回答

1	大変役に立った	26名
2	やや役に立った	11名
3	ふつう	1名
4	あまり役にたたなかった	1名
合計		39名



2.6 全体的な内容 ※2名未回答

1	大変役に立った	21名
2	やや役に立った	15名
3	ふつう	2名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		38名



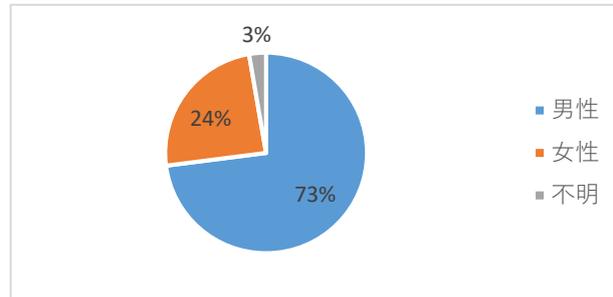
令和6年度宮城県自主防災組織リーダー研修会（大和町） アンケート集計結果

- 開催年月日 令和6年12月8日
- 開催市町村・会場 大和町/大和町役場3階会議室
- コース名 避難行動要支援者支援体制づくり
- 回答数 37

Q1 あなたについて教えてください。

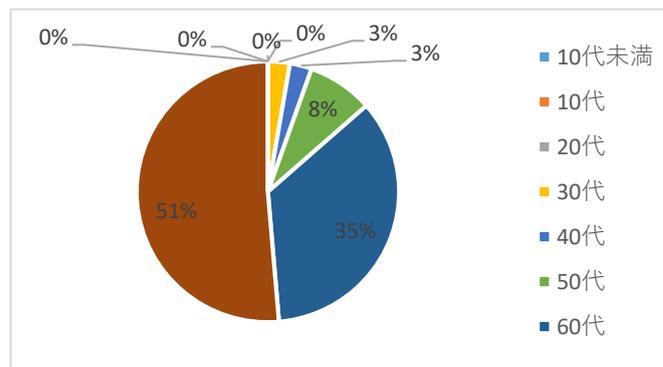
1.1 性別

1	男性	27名
2	女性	9名
3	不明	1名
	合計	37名



1.2 年齢

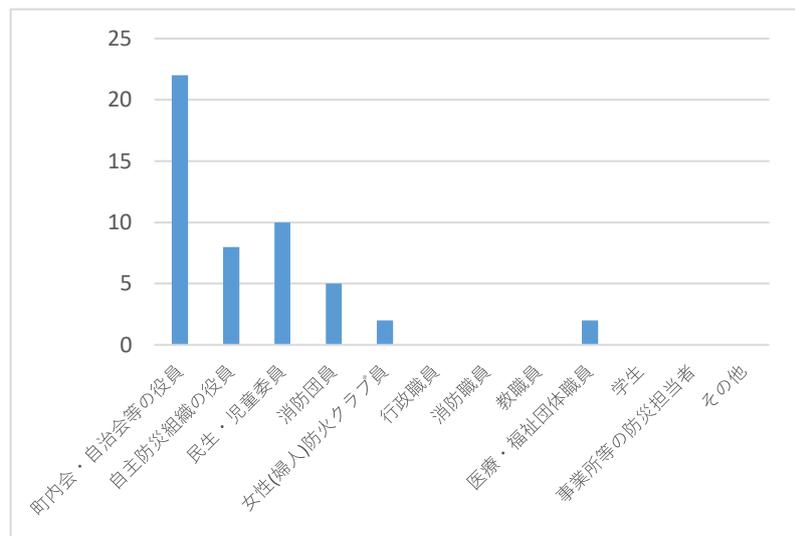
1	10代未満	0名
2	10代	0名
3	20代	0名
4	30代	1名
5	40代	1名
6	50代	3名
7	60代	13名
8	70代	19名
9	80代以上	0名
10	不明	0名
	合計	37名



1.3 役職等（複数可）

※複数回答可

1	町内会・自治会等の役員	22名
2	自主防災組織の役員	8名
3	民生・児童委員	10名
4	消防団員	5名
5	女性(婦人)防火クラブ員	2名
6	行政職員	0名
7	消防職員	0名
8	教職員	0名
9	医療・福祉団体職員	2名
10	学生	0名
11	事業所等の防災担当者	0名
12	その他	0名
	合計	49名

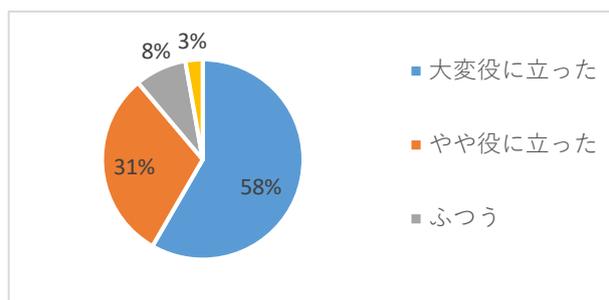


その他の内容

Q2 講習内容の評価を教えてください。

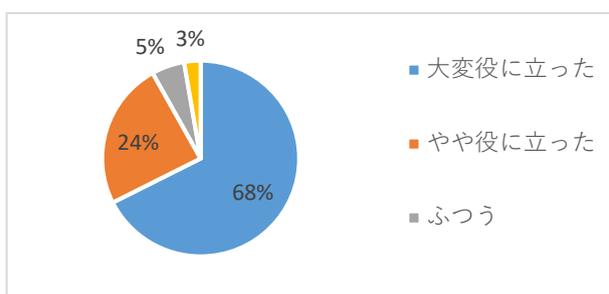
2.1 近年の災害傾向及び地勢状況について ※1名未回答

1	大変役に立った	21名
2	やや役に立った	11名
3	ふつう	3名
4	あまり役にたたなかった	1名
合計		36名



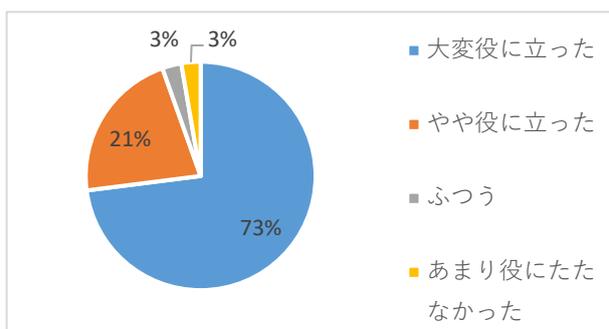
2.2 避難行動要支援者の支援と自主防災組織の役割について

1	大変役に立った	25名
2	やや役に立った	9名
3	ふつう	2名
4	あまり役にたたなかった	1名
合計		37名



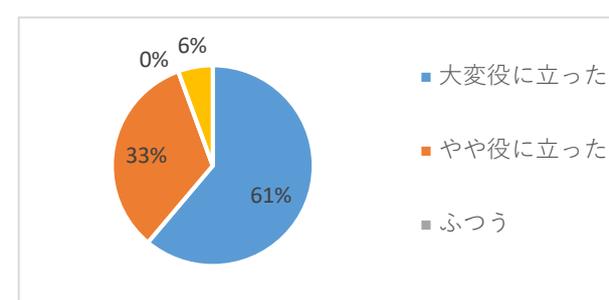
2.3 避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について

1	大変役に立った	27名
2	やや役に立った	8名
3	ふつう	1名
4	あまり役にたたなかった	1名
合計		37名



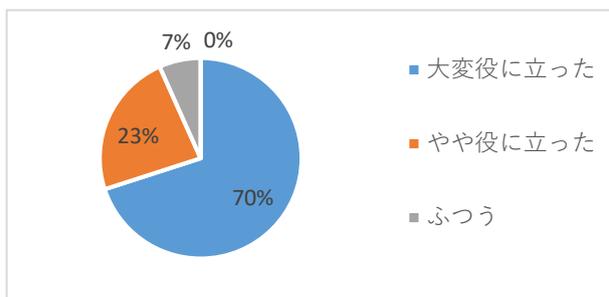
2.4 避難行動要支援者支援体制づくりについて ※1名未回答

1	大変役に立った	22名
2	やや役に立った	12名
3	ふつう	0名
4	あまり役にたたなかった	2名
合計		36名



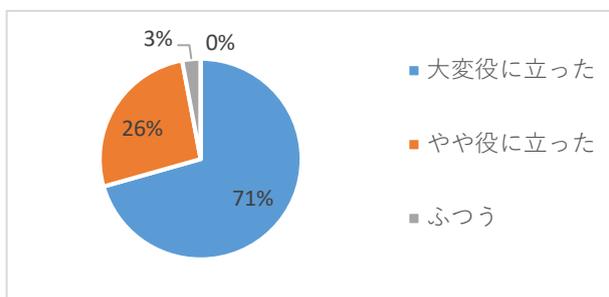
2.5 演習(DIG(災害図上訓練)) ※7名未回答

1	大変役に立った	21名
2	やや役に立った	7名
3	ふつう	2名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		30名



2.6 全体的な内容 ※3名未回答

1	大変役に立った	24名
2	やや役に立った	9名
3	ふつう	1名
4	あまり役にたたなかった	0名
合計		34名

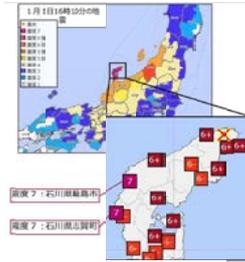


令和6年度 宮城県自主防災組織リーダー研修会

1. 近年の災害傾向 及び地域の地勢状況について

令和6年能登半島地震について

令和6年1月1日16時10分、マグニチュード7.6の地震が発生し、石川県輪島市、志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強～1を観測した。石川県能登に対して大津波警報を、山形県から兵庫県北部を中心に津波警報を発表し、警戒を呼び掛けた。気象庁では、1月1日のM7.6の地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、その名称を「令和6年能登半島地震」と命名した。



出典：国土交通省「令和6年能登半島地震における被害と対応（令和6年6月）」

令和6年能登半島地震の被害の特徴

- 家屋の全壊が8,424棟、半壊が20,461棟、一部損壊が96,826棟となるなど、多数の住宅被害が発生した。また、震源から離れた地域においても液化化による住宅被害が多く発生した。
- 地震発生直後に、輪島市朝市通り周辺において、大規模な火災が発生し、焼損棟数約240棟、焼失面積49,000㎡に及び被害が発生した。
- 大規模な土砂災害等により道路が寸断され、最大で約3,300名が孤立するなど、孤立地域が広範囲にわたり多数発生した。
- 能登半島北部6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）において、発災前と比較して最大約7割～8割のエリアで通信の支障が発生するなど、広範囲で通信が断絶した。
- 上下水道が大きな被害を受け、長期にわたって断水が継続した。これに伴い、避難所等における避難生活が長期化するとともに、生活用水の確保が課題となった。 出典：内閣府防災情報のページ「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート（R6.6）」
- 石川県では、高齢者、障害のある人など介助が必要な人とその家族が主な対象で、ホテルなどに避難する「二次避難」の受け入れ先が決まるまでの短期間滞在する場所として「1.5次避難所」を開設した。

令和6年能登半島地震による被害状況

○地震による建物の倒壊・損壊に加え、輪島市では市街地の火災による「複合災害」が発生。○石川県珠洲市、能登町及び志賀町の3市町、新潟県上越市では、津波により約200ha浸水。○石川県、富山県、新潟県の広い範囲で、液化化による被害が発生。 出典：国土交通省「令和6年能登半島地震における被害と対応（令和6年6月）」

2 人的・住家被害等の状況（消防庁情報：7月13日14:00現在）

(1) 人的・住家被害等

都道府県	人的被害					住家被害					非住家被害			
	死亡	行方不明	負傷	軽傷	小計	全壊	半壊	床上浸水	床上浸水	一部損壊	他計	公共建物	その他	小計
新潟県			6	44	50	50	106	3,228	14	17,242	2,226		42	62
富山県			11	42	53	53	251	226		19,488	24,718	1,041	1,041	1,041
石川県	11	42	332	476	1,208	1,492	4,072	16,888	6	54,293	81,984	125	28,088	28,213
福井県			6	1	7	7	12			753	764		9	9
長野県										25	20			
岐阜県			1	1	2	2								
愛知県			1	1	2	2								
大分県			5	1	6	6								
兵庫県			2	1	3	3								
合計	11	42	3,207	4,772	1,208	1,492	4,072	21,220	6	19,973	17,234	125	28,201	28,326

※死者の内訳
【石川県】 8人
七尾市 8人
輪島市 130人
珠洲市 111人
羽咋市 1人
志賀町 2人
穴水町 20人
能登町 9人

出典：内閣府「令和6年能登半島地震に係る被害状況について（令和6年7月14日14:00現在）」

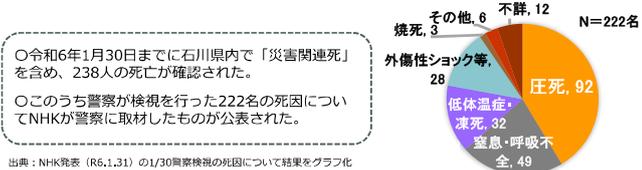
令和6年能登半島地震における住宅被害

○最大震度7を観測するなどし、木造住宅に多くの被害が発生した。宮城県沖地震から46年が経った今も古い耐震基準の木造住宅が多いことが伺える。

旧耐震基準 1950年	・1981年5月以前に建築された建物 ・震度5程度までの地震では倒壊せず、部分的な損傷があっても修復可能
新耐震基準 1981年	・1978年の宮城県沖地震をきっかけに改正 ・1981年6月以降に建築された建物 ・震度6〜7程度の地震でも倒壊なし
新・新耐震基準 (2000年耐震基準)	・1995年の阪神淡路大震災をきっかけに改正 ・新耐震基準の弱点を強化し、木造住宅をメインターゲットとして制定 ・筋交い金物や柱頭柱脚接合金物の使用、耐震壁の配置バランス等

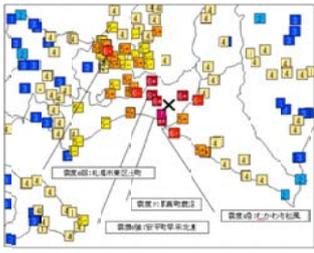


写真出典：国土交通省「令和6年能登半島地震における被害と対応（令和6年6月）」



平成30年胆振東部地震について

平成30年9月6日3時7分、北海道胆振地方中東部においてマグニチュード6.7の地震が発生、厚真町で震度7、安平町、むかわ町で震度6強を観測した。震度7を観測するのは北海道では初めてであり、平成31年3月末まで震度1以上を観測した地震が344回発生した。



出典：内閣府「令和元年版防災白書 特集第1部第1節1-4平成30年北海道胆振東部地震」

北海道中央南部で約30kmの断層のずれによる山崩落

平成30年胆振東部地震の教訓について②

避難所の実態に合わせた運営体制の構築

➢ 避難所の運営は、時間の経過とともに市町村職員による運営から、避難者の自主運営に移行することが基本であるが、避難者のうち、日中は勤労者や学生の多くが外出し、高齢者が大半を占めるなどの事情により、運営の全てを避難者が担うことが困難な場合も生じる。このため市町村は、避難所の実情に合わせて応援職員やボランティア、道が認定している地域防災マスター等による一部業務の分担、自主運営のための各種支援を行うこととし、運営体制をあらかじめマニュアル等に定めておくとともに、日ごろからボランティア団体、地域防災マスター等と連携・協力関係を築くことが必要

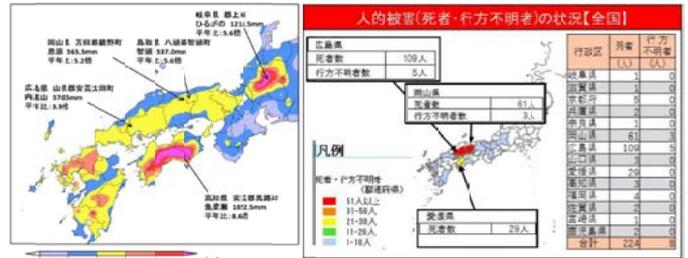
【道・市町村・住民】

出典：北海道平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会「平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書」

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）について

西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨（1府10県に特別警報が発表される）各地で河川の氾濫や土砂災害が発生し、1府13県で200名を超える死者・行方不明者が発生

- ・人的被害 死者224名 行方不明者8名（平成30年11月6日時点）
- ・家屋被害 全壊6,758棟 床上浸水 8,567棟（平成30年11月6日時点）
- ・避難所避難者数 最大約4.2万人（平成30年7月7日時点）



出典：内閣府「平成30年豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）（概要版）」

平成30年胆振東部地震による被害について

死者が多く出た原因は土砂災害（がけ崩れや土石流）によるもので、主に厚真町で山腹から大規模に土砂が崩れたことにより民家において多数の死者と重軽傷者（762名）が出た。土砂災害は、がけ崩れが133件、土石流が94件等合計で227件にのぼった。

道内発電力の約4割を占める主力発電所である苫東厚真火力発電所の発電設備全3基中2基が地震直後に自動的に停止し、残りの一基についてもボイラー等の損傷で停止に至り、水力発電所の停止も相まって電力供給（送電量）を需要（使用量）が大きく上回り、周波数を調整するための電源不足の結果、日本で初めてとなる、エリア全域に及ぶ大規模停電（ブラックアウト）が発生し、約295万戸が停電し、全域への電力復旧に45時間を要した。

	死者数	全壊	半壊	一部破損
厚真町	36名	厚真町 222棟	308棟	1,045棟
苫小牧市	2名	札幌市 95棟	684棟	4,352棟
むかわ町	1名	安平町 93棟	351棟	2,412棟
新ひだか町	1名	むかわ町 30棟	119棟	3,147棟
札幌市	2名	その他 22棟	108棟	1,644棟
		合計 462棟	1,570棟	12,600棟

出典：内閣府「令和元年版防災白書特集第1部第1節1-4平成30年北海道胆振東部地震」

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）の特徴

平成30年7月豪雨は、近年発生した水害・土砂災害としては、死者・行方不明者が極めて多いことが特徴。特に、岡山県倉敷市では、死者52名のうち、51名が真備町に集中した。

倉敷市真備町の浸水状況（人的被害）

○平成30年7月豪雨において真備町別荘倉敷市が最大となった倉敷市の死者52名のうち、51名が真備町に在住。
○特に、東支川と高島川の間に位置し、浸水度が深い真備地区、倉田地区で死者が多く発生。
○年齢別では、70代以上の高齢者が約8割と著しく集中。
○空中写真から判読の流出家屋は7箇所のみであり、真備地区での犠牲者のほとんどが、非流出家屋の屋内で遭難の可能性。【平成30年7月豪雨による人的被害】



出典：内閣府「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）【参考資料】」

平成30年胆振東部地震の教訓について①

自治体職員等の災害対応能力の強化

➢ 避難所の開設や初期運営に当たっては、市町村職員のほか、施設管理者、教職員、自主防災組織等の協力が不可欠であり、道や市町村の、こうした協力者に対する研修や訓練の実施 【道・市町村】

住民（避難者）が主体となった避難所運営体制の構築

➢ 避難所の運営にあたっては市町村は、あらかじめ避難所運営マニュアルを整理し、自主防災組織等の住民が主体となった避難所の運営体制を構築できるよう住民参加型の避難所運営訓練等に取り組むとともに、道はその実施の積極的な支援 【道・市町村・住民】

➢ 道や市町村は、「避難所運営は可能な限り住民が主体で行う」という意識付けを行うため、特定の住民だけではなく、多くの住民に対し、研修や実践的な訓練を通じて避難所運営に関するイメージ作りの継続的な実施 【道・市町村・住民】

自ら身を守る「自助」の意識の醸成

➢ 災害から命を守るための事前の備えや身を守る行動、避難など、自らの命は自ら守る「自助」の意識を醸成させるために道や市町村、自主防災組織等が連携し、シエイクアウト等の防災訓練や研修、1日防災学校などあらゆる機会を活用し防災教育に取り組む必要性 【道・市町村・住民】

出典：北海道平成30年北海道胆振東部地震災害検証委員会「平成30年北海道胆振東部地震災害検証報告書」

平成30年7月豪雨の被災状況について



国道2号被災広島県広島市安芸区中野東



土砂災害広島県安芸郡坂町（総頭川）



小田川堤防決壊岡山県倉敷市真備町



土砂災害広島県呉市天応

出典：国土交通省中国地方整備局「平成30年豪雨の写真・動画」

平成30年7月豪雨の教訓について

住民が主体となった地域の避難に関する取組強化（地域防災リーダーの育成等）

- 地方公共団体防災担当者向け気象防災ワークショップの開催の際には、地域防災リーダーにも参加を呼びかけ、自らの役割や必要な知識・情報等の理解を促進【気象庁】

住民主体の避難行動等を支援する防災情報の提供

- 警戒レベルの導入に関し、防災気象情報等の発表形式の見直しを行い、2019年度出水期から発表情報の参考となる警戒レベルがわかる発表文にて運用（※システム改修等が間に合わない部分は順次実施）【国土交通省、気象庁】

マルチハザードのリスク認識

- 洪水、土砂災害、ため池決壊等によるリスク情報を一元的に把握可能なサイト（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の各種災害リスク情報を重ねて表示できるサイト）を構築【農林水産省、国土交通省、国土地理院】
- 民間事業者等と連携して、スマホアプリ等による防災気象情報及び各種災害リスク情報の提供の推進に向けた検討を開始【国土交通省、国土地理院、気象庁】

出典：中央防災会議「平成30年7月豪雨を踏まえた2019年度出水期までに実施する具体的な取組の概要」

令和元年東日本台風（令和元年台風第19号）について

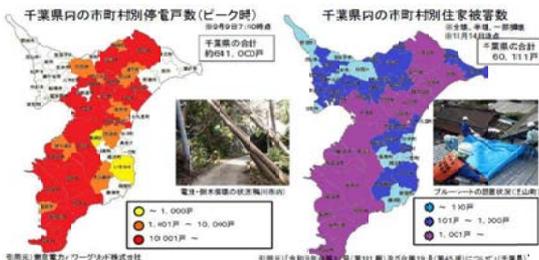
令和元年10月6日に南鳥島付近で発生した台風第19号の豪雨により、極めて広範囲にわたり、河川の氾濫やがけ崩れ等が発生。これにより、死者90名、行方不明者9名、住家の全半壊等4,008棟、住家浸水70,341棟の極めて甚大な被害が広範囲で発生。【消防庁「令和元年台風第19号による被害及び消防機関等の対応状況（第32報）」（令和元年10月28日6:30現在）】



出典：国土交通省「令和元年台風第19号による被害等」

令和元年房総半島台風（令和元年台風第15号）について

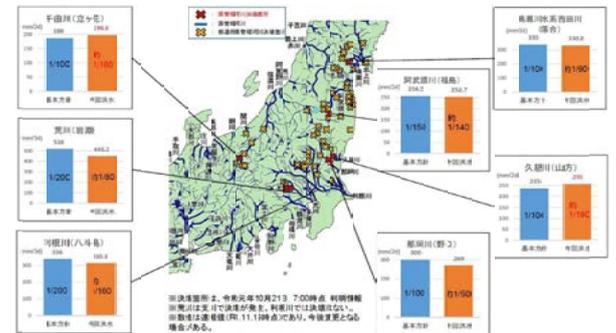
- 令和元年9月7日から8日にかけて小笠原近海から伊豆諸島付近を北上した台風第15号は、9日3時前に三浦半島付近を通過して東京湾を進み、5時前に千葉市付近に上陸後、9日朝には茨城県沖に抜け、日本の東海上を北東に進んだ。
- 台風の接近・通過に伴い、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な風、猛烈な雨となり、千葉市で最大風速35.9メートル、最大瞬間風速57.5メートルを観測するなど、多くの地点で観測史上1位の最大風速や最大瞬間風速を観測するなど記録的な暴風となった。



出典：国土交通省「令和元年台風第19号による被害等」

令和元年東日本台風による河川流域における降雨状況について

阿武隈川水系阿武隈川、鳴瀬川水系吉田川、信濃川水系千曲川、久慈川水系久慈川（3力所）、那珂川水系那珂川（3力所）、荒川水系越辺川（2力所）、都幾川では堤防が決壊し、これらの河川では、観測水位が既往最高水位を超過又は迫る水位となった区間がある。



出典：内閣府「令和元年台風第19号を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」

令和元年房総半島台風による被害について

台風第15号に伴う強風により、全国で、全壊315棟、半壊3,449棟、一部損壊63,033棟の甚大な住家被害（消防庁、令和元年11月18日時点）が発生した。



出典：国土交通省「令和元年台風第19号による被害等」

令和元年東日本台風による被害状況について

- 東北や関東を中心に、4月10日時点で死者・行方不明者94名の人的被害のほか、住家の全壊3,273棟、半壊28,306棟等の多数の被害が発生。
- 電気や水道等のライフライン、道路や鉄道等のインフラ、農林漁業等の経済活動にも大きな影響。
- 堤防決壊が、国管理河川で14カ所、都道府県管理河川で128カ所発生。

○人的・住家被害（令和2年4月10日現在）

都道府県名	死者		行方不明者		人的被害		住家被害		公共建物		その他	
	人	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟
香川県	3	4	3	41	290	788	141	953				1,363
愛知県	9	8	35	292	1,997	2,860	1,611	12,151	17			63
福島県	35	5	1	56	1,419	12,560	6,777	1,164	443	42		8,812
茨城県	2		1	20	146	1,599	1,461	11	350			944
栃木県	4		1	4	19	33	5,223	8,366	!	133	14	1,098
群馬県	4		1	8	32	296	572	21	112	3		76
埼玉県	4	1	1	32	114	541	899	2,364	2,387			105
千葉県	1		3	23	12	270	5,365	25	70			11
東京都	1		1	10	16	661	1,334	311	532	25		32
神奈川県	9		3	35	14	828	2,499	877	579	21		192
長野県	5		6	39	910	1,505	3,179	!	1,407	24		937
静岡県	3	1	2	5	8	12	495	967	1,312	36		98
その他	1		9	49	6	26	242	141	461	5		40
合計	91	7	42	334	3,213	23,306	35,437	7,668	21,890	187		13,769

出典：令和2年版防災白書「人的・住家被害（令和2年4月10日現在）」 注釈：10月25日からの大雨による被害を除く。

令和元年房総半島台風の教訓について

地方自治体における災害対応職員の不足等

- 民間事業者や建築士等の業界団体との災害協定の締結

平時からの備え

- 広域行政主体としての都道府県における、多様なライフライン関係機関との間での、「防災連絡会」のような平時からの相互協力体制の構築の推進

ブルーシート

- 自治体による設置事業者の紹介の促進。消防機関、設置技術のあるNPO、技術を有するボランティア、自衛隊など設置支援をする者についての役割分担の考え方の整理

出典：内閣府「令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム」最終とりまとめ」

令和元年東日本台風の教訓について①

① 災害リスクととるべき行動の理解促進

- 住民の「自らの命は自らが守る」意識が十分でなく、ハザードマップ等の災害のリスクの認知・災害時に取るべき行動に関する理解を向上させる必要がある。

【対応策】

- 市町村が、ハザードマップや避難行動判定フロー、避難情報のポイントを各戸に配布・回収し、「避難とは難を避けること（安全な場所にいる人は避難する必要がない）」、「安全な地域にある親戚・知人宅も避難先となり得る」、「緊急時に身を寄せる避難先は『指定緊急避難場所』であり、災害種別ごとに安全な場所が指定されていること、しばらく避難生活を送るための避難先は『指定避難所』である」等について周知する。

② わかりやすい防災情報の提供

- 警戒レベル4の「避難勧告」及び「避難指示（緊急）」の意味や、「全員避難」や「命を守る最善の行動」の趣旨が住民に正しく伝わっていない。

【対応策】

- 警戒レベル4 避難指示（緊急）の発令の運用について、必要に応じて発令基準を「必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて、緊急時には重ねて避難を促す場合等に使用する」旨に改訂するよう、出水期までに、市町村に対し助言する。

出典：内閣府（防災担当）「顕微鏡・顕微鏡化する水害・土砂災害に対する避難対策の強化について」

令和元年東日本台風の教訓について②

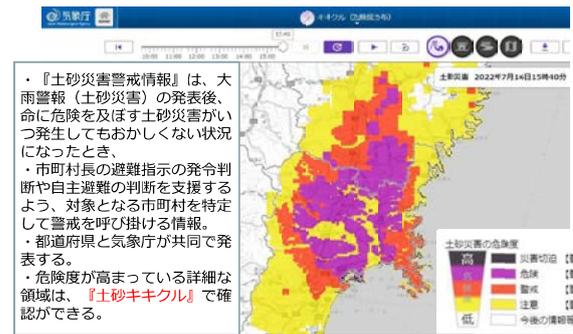
③ 高齢者等の避難の実効性確保

- ▶ 令和元年東日本台風による死者（84名）のうち65%が65歳以上の高齢者、また自宅での死者（34名）のうち79%が高齢者となっており、高齢者や障がい者等の避難に課題がある。
- ▶ **【対応策】**
在宅の高齢者や障害者が自宅の災害リスクを把握し災害時に適切な避難行動をとるため、福祉専門職（ケアマネジャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等が高齢者や障害者宅を訪問する際、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうよう福祉関係機関等に対して促す（「避難の理解力向上キャンペーン」の一環）。

出典：内閣府（防災担当）「激甚化・頻発化する水害・土砂災害に対する避難対策の強化について」

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）について

大雨による土砂災害発生危険度の高まりを地図上で5段階で色分けして示したものの。



出典：気象庁「土砂キキクル」

警戒レベルと避難情報の見直し

令和3年5月20日から 避難指示で必ず避難 避難勧告は廃止です



警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。警戒レベル5 緊急安全確保の発令を待ってはけません。

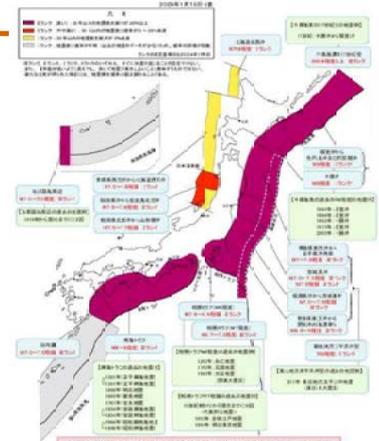
避難勧告は廃止です。これからは、警戒レベル4 避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

避難に時間のかかる高齢者や障がい者等は、警戒レベル3 高齢者等避難で危険な場所から避難しましょう。

出典：内閣府・消防庁「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」

将来の地震発生の可能性

- ▶ 政府（地震調査研究推進本部地震調査委員会）は、これまでの算定基準日から1年が経過したことから令和6年1月1日を算定基準日として再計算をし、活断層及び海溝型地震の長期評価による地震発生確率値を令和6年1月15日公表しました。
- ▶ 海溝型地震の今後30年以内に発生する確率が高い地域を色分けしています。
- ▶ 発生確率が26%以上の地震（Ⅲランク）が複数想定されている。



出典：地震調査研究推進本部「海溝型地震の長期評価」

避難情報と居住者等がとるべき行動について

災害が発生するおそれがある場合に、各市町村から避難情報が発令される。

避難情報等	居住者等がとるべき行動
緊急安全確保 ※必ずしも発令されるとは限らない	<ul style="list-style-type: none"> ・命の危険、直ちに安全確保する。 ・災害が発生・切迫した段階であり、本行動を安全にとることができるとは限らず、身の安全を確保できるとは限らない。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難する。 ・「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から高齢者等は避難する。 ・「立退き避難」を基本とし、ハザードマップ等により自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。

出典：内閣府（新たな避難情報等について）をもとに作成

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和6年（2024年）1月1日）

評価対象地域名	長期評価で想定した最大規模（マグニチュード）	ランク	地震発生確率（%）			地震発生期間（年）	算定基準日時点（2023年1月1日）の発生確率（%）
			10年以内	30年以内	50年以内		
超巨大地震（東北地方太平洋沖型）	9.0程度	Ⅰランク	13.0%	18.0%	11.0%	6.92	100年~400年程度
超巨大地震（相模湾・三浦半島）	8.9程度	Ⅱランク	6.0%~7.0%	10%~10%	7%~8%	6.37	17.0年
巨大地震	8.5程度	Ⅲランク	9%	20%程度	6%	—	10.0年
巨大地震（東海・東南海・南海）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	8.0年
巨大地震（北陸・山陰）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	30%程度	—	—	10.0年
巨大地震（近畿）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	12.0~14.7年
巨大地震（中国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（四国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（九州）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（北海道）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（東北）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（関東）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（中部）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（近畿）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（中国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（四国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（九州）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（北海道）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（東北）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（関東）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（中部）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（近畿）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（中国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（四国）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年
巨大地震（九州）	7.0~7.5程度	Ⅳランク	10%程度	50%程度	—	—	10.0年

出典：地震調査研究推進本部「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」

避難行動について

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではない。

「避難」とは「難」を「避」けること。

右の4つの行動があります。



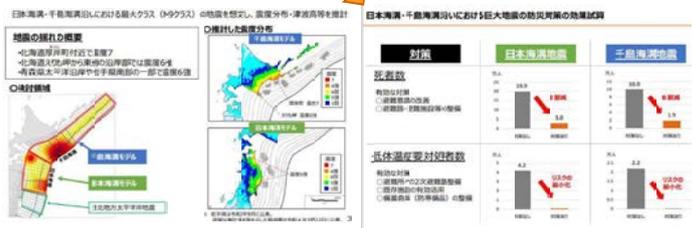
出典：内閣府・消防庁「新たな避難情報に関するポスター・チラシ」

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定

令和3年12月21日「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策WG」における検討結果を公表した。

- ▶ 想定する地震の発生時期・時間帯
①冬・深夜、②冬・夕、③夏・昼
- ▶ 防災対策の改善等で被害8割減

検討項目	日本海溝地震	千島海溝地震
死者数	約199,000人	約100,000人
居住者等被害者数	約42,000人	約22,000人
全壊棟数	約220,000棟	約84,000棟
総計的被害額	約31兆円	約17兆円



出典：内閣府防災発表資料「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について」令和3年12月21日

地域の地勢状況と想定される災害について

- 災害への備えは、自分の住む地域を知ること。
- わが町にどのような災害が発生するのか。
- 地形・地質から自分の住む地区を見ることが大事です！

【別添の資料参照】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更点

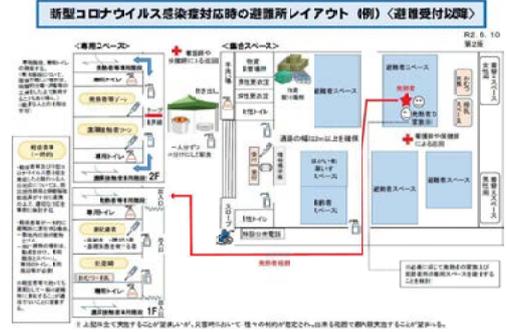
- 新型コロナウイルス感染症の感染症法に基づく位置づけが、令和5年5月8日から5類感染症に移行となった。
- マスクの着用は個人の判断



出典：宮城県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う変更点について」

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

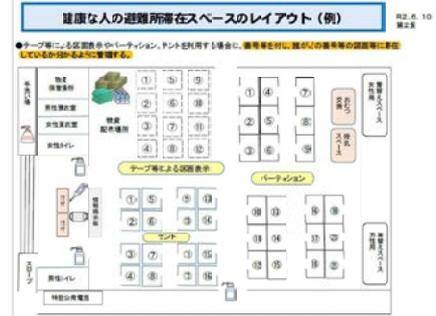
集合スペース内で発熱者が出た場合は、導線が交わらないように周囲の人との接触を避けつつ、専用スペースの発熱者等ゾーンへ移動する。



出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

テーブル等による区画表示やパーティション、テントには番号を付し、誰がどの番号に滞在しているかを管理する。トイレ、洗面所、洗濯場、充電場所では三密を避けた運用が重要である。



出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン

避難所における新型コロナウイルス対応

◆新型コロナウイルス令和5年5月から5類移行となり、日常的な基本的感染対策は、個人や事業主の判断に委ねられた。

◆しかし、避難所には多くの高齢者等が避難してくることを踏まえ、避難所内での感染拡大を防ぐため、引き続き可能な範囲での対策を求められる。

◆また、災害時は命が最優先であることを前提に、災害時の避難所における避難者の受け入れ・運営を実施する。

新型コロナウイルス感染症に対応した
避難所運営ガイドライン

令和2年6月
(令和5年1月改定)

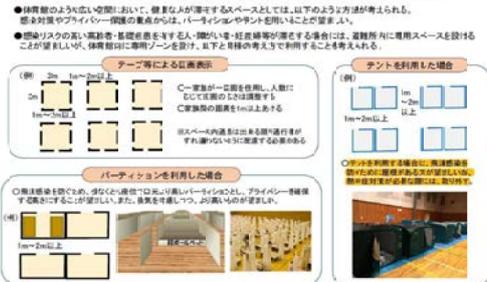
宮城県

出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

家族間の距離を1m以上あけ、通路は通行者がすれ違わないよう配慮が必要。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）



出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

避難所の入口の外に事前受付を設置①し、検温や問診を実施後に専用スペース②もしくは総合受付③へ誘導する。

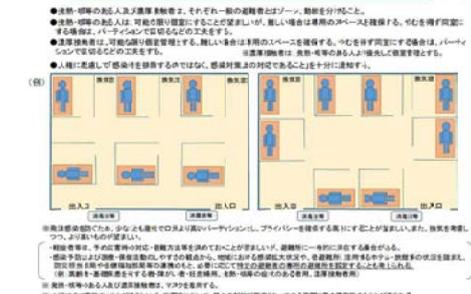


出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

専用スペースは可能な限り個室管理とし、同室とする場合はパーティションで区切るなどの工夫をする。なお、専用スペースには、専用トイレを確保することが望ましい。

発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）



出典：宮城県「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン【資料集】」

2. 避難行動要支援者の支援と自主防災活動について

言葉の定義

災害

(出典：災害対策基本法)

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

避難行動

(出典：内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」)

数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から
生命又は身体を保護するための行動

避難行動支援に関する制度的な流れ

東日本大震災

発災時に要援護者に配慮した情報伝達、避難誘導、安否確認が十分に行われなかった。

要援護者の支援者も多くの命が失われた。

- 被災地全体の死者数の約6割が65歳以上の高齢者
- 障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍
- 消防職員・消防団員の死者・行方不明者281名
- 民生委員の死者・行方不明者56名

(出典：内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」)

言葉の定義

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に限定せず一般に配慮を要する者

(出典：災害対策基本法)



東日本大震災

- 要援護者の名簿を作成していなかったため、どこにどのような要援護者がいるのか、また、どのように連絡するのかが分からなかった。
- 要援護者の避難支援に当たった支援者が、説得に時間がかかったこと等で多数犠牲となった。
- 避難に必要な情報があれば自力で避難できた要援護者が、情報が手に入らなかったために亡くなった。

(出典：内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」)

言葉の定義

避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者
町内会・自治会、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織など

(出典：災害対策基本法)



東日本大震災

- 独居の方を自宅から避難させようとしたが、本人が強い拒否をして、何人がかりでも家から出ることができず、玄関を開けると目の前に波が来ていた。
- ヘルパーが視覚障害者の方を避難させようとしたが、帽子を忘れたから戻る、上着を忘れたから戻るという行動を繰り返し、やっとの思いで避難したら、薬を忘れたから家に戻らなければならぬと主張、車に乗せて坂道を下ったところ、大きな波が町を襲っている光景を見て、もうだめと思い、すぐに避難所に戻った。

(出典：内閣府「災害時要支援者の避難支援に関する検討会報告書」)

災害対策基本法改正

平成17年> 災害時要援護者の避難支援ガイドライン
「宮城県災害時要援護者支援ガイドライン」

平成23年> 東日本大震災の発生

平成25年> 災害対策基本法の改正

※避難行動要支援者名簿作成の義務化等



改訂

避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針
「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」

(出典：宮城県「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」)

近年の豪雨災害における障害当事者団体の声

- 一人暮らしの知的障害者が、「避難する**タイミング**や**避難場所**が分からなかった」と話していた。
- 一人暮らしの視覚障害者が、「**避難を誘導**してくれる人がいないと避難できない」と話していた。
- 障害のある家族のいる家庭が、避難所での遠慮や気兼ねを考慮し避難せず、避難所に向かったのは実際に被害にあってからだった。
- 名簿記載が手上げ式では、**差別偏見のある社会**が変わらない限り、必要な要支援者名簿にもれがでる。

(出典：内閣府「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ第2回資料」)

避難行動要支援者の避難支援に関する取組指針

第I部改正災対法に基づき取り組む必要がある事項

- 第1 全体計画・地域防災計画の策定
- 第2 避難行動要支援者名簿の作成等
- 第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

第II部さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項

- 第4 個別計画の策定
- 第5 避難行動支援に係る地域の共助力の向上

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

災害対策基本法改正

令和3年> 災害対策基本法の改正

避難行動要支援者ごとに「**個別避難計画**」の作成を市町村の努力義務とするとともに、作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者への情報提供について、個人情報保護条例等との関係を整理の上、規定を新設した。



改定

「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する制度的な流れ」)

近年の豪雨災害

高齢者の死者の割合

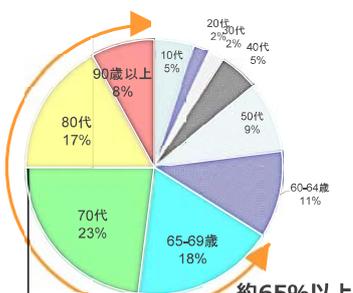
- 令和2年7月豪雨 約79% (うち熊本県約85%)
- 令和元年台風第19号 約65%
- 平成30年7月豪雨 愛媛県、岡山県、広島県の約70%が60代以上
(うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町 約80%が70歳以上)

災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、**個別避難計画**の作成促進が重要。

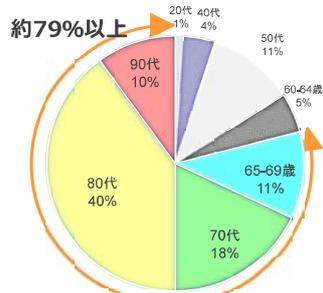
(出典：内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ」)

近年の豪雨災害

令和元年東日本台風



令和2年7月豪雨



(出典：内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について 参考資料」)

避難行動要支援者の支援について

避難行動要支援者支援の流れ



(出典：内閣府リーフレット「災害時に備えて今できること」)

避難行動が困難な理由

- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することの困難
- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することの困難
- 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することの困難
- 実際に避難するための移動等の困難

いずれかの項目、または複数の項目に該当する者を避難行動要支援者として考えることができる。

(出典：内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会報告書」)

避難行動要支援者からの同意の取得

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名：	等級：
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号	FAX番号		
携帯電話番号	メールアドレス		

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

避難行動要支援者の要件

【A市の例】

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- ③ 重度以上と判定された知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

避難行動要支援者からの同意の取得

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害者や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおり

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. 避難支援等を必要とする事由
7. その他（避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項）

避難行動要支援者名簿（例1）

番号	氏名	生年月日	性別	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		その他
					障害、要介護、難病・小児慢性特定疾病の種別	障害等級、要介護状態区分、療育判定等	

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難支援等関係者

避難支援等の実施に携わる関係者

町内会・自治会、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自主防災組織など



(出典：災害対策基本法)

同意を得るための様式例（例2）

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男・女
住所			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている	要介護状態区分：	
	<input type="checkbox"/> 手帳所持	障害名：	等級：
	<input type="checkbox"/> 難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている		
	<input type="checkbox"/> その他 【特記事項】		
電話番号	FAX番号		
携帯電話番号	メールアドレス		

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者（地域住民等）から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護をうけるために、上記内容（氏名、生年月日、性別、住所、障害種別等の内容、連絡先等）及び障害者や病名等を、〇〇市防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

- 同意します。
- 趣旨を十分理解した上で、同意しません。
- 同意するかしないかを判断するために、市町村からの詳細な説明を求めます。

令和△△年□月◇◇日 氏名 _____

※同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

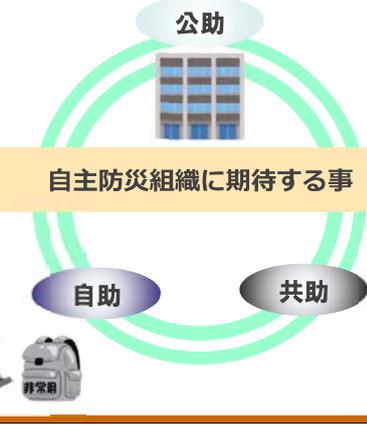
※避難行動要支援者情報を作成するため、避難支援等関係者が訪問調査を行いますので、その際は御協力ください。

個別避難計画の様式例（真）

避難所に 記載しなくて はならない 事項	(あてはまるものすべてに☑)
	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：】 <input type="checkbox"/> 手帳所持【障害名：】等級： <input type="checkbox"/> 建物の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている <input type="checkbox"/> 医療機器の装着等をしている <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない（聞き取りにくい） <input type="checkbox"/> 物が見えない（見えにくい） <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他
特記事項	

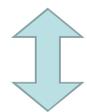
避難支援時の留意事項

※これは例であり、地域において様式に記載すべき事項を検討した上で、各市町村において様式を作成し、利用すること。
 ※特に記載が必要な内容事項がない場合「なし」や「－」と記載等することとする。



自主防災組織に期待する事

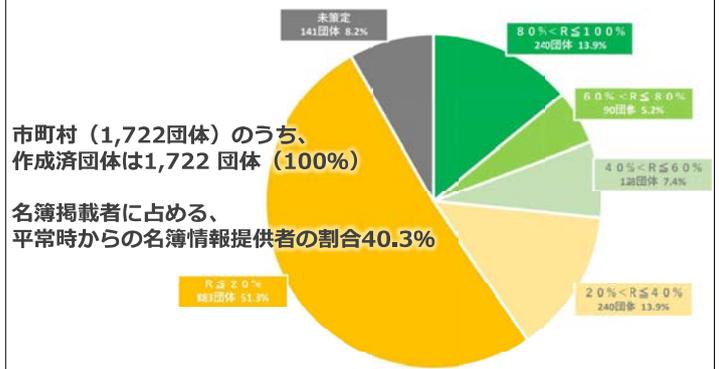
地域をよく知っている地域住民こそ、いざという時に迅速な対応ができる。



発災時に円滑かつ迅速に、地域住民が共助の力を発揮して避難支援等を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を作るなど、地域の防災力を高めておくことが必要。

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」)

個別避難計画の策定状況 令和6年4月1日



(出典：内閣府「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果」)

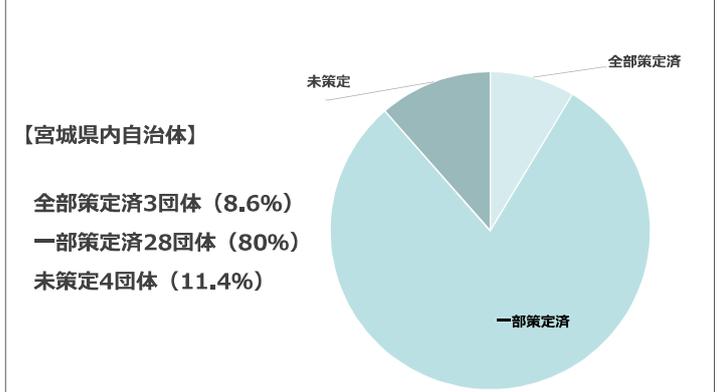
自主防災組織に期待する事

避難行動要支援者の安全を確保することは地域全体の安全を向上させることにもつながる。

避難行動要支援者支援が必要となった背景を理解し地域住民の支えあう意識と当事者の自助意識の醸成を図る。

個別避難計画作成への協力

個別避難計画の策定状況 令和6年4月1日



(出典：内閣府「個別避難計画の作成等に係る取組状況調査」)

自主防災組織に期待する事

避難行動要支援者も含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促す→避難支援等関係者の拡大。

防災に直接関係することだけでなく、日常の様々な取組みの中で、避難行動要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、地域に助け合っていくことができる環境づくり。

- <地域づくり例>
- 地域行事への避難行動要支援者等の参加の呼びかけ
 - 避難行動要支援者等への日頃からの声かけや見守り活動 等

(出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」)

自助意識の醸成

■ 要配慮者自身の取組の必要性 (出典：宮城県「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」)

災害時対応の基本は自助であるため、要配慮者自身も、**防災訓練への積極的な参加**とともに、平時から地域住民や避難支援等関係者と**積極的に関わりを持つ**ことや非常持出品の準備など**災害に備えた心構え**をすることが大切である。

■ 個別避難計画作成への参画 (出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」)

当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者とともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。

情報提供不同意者について



不同意の理由

- 地域とのかかわりを望まない
- 変な活用をされるのではないかといった不安
- 自分の状況を知られたくない
- 他人に迷惑をかけてはいけないという気持ち
- 楽観的
- 遠方の家族が助けしてくれると思っている など

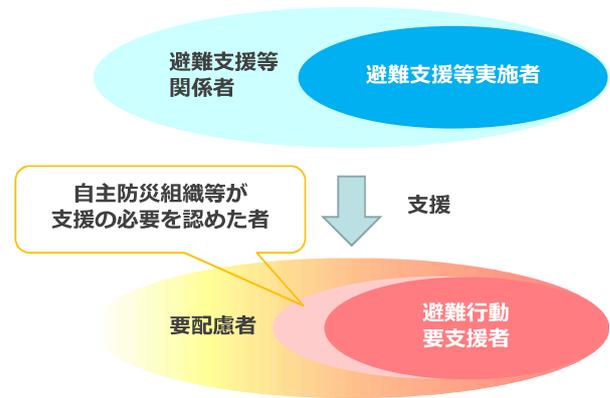
自力避難が困難な理由

- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することが困難
- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することが困難
- 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することが困難
- 実際に避難するための移動等が困難

具体的には、どのような方なのか。

(出典：内閣府「災害時要支援者の避難支援に関する検討会報告書」)

地域で支援する対象



3. 避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について

避難行動要支援者とは

避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に**自ら避難することが困難な者**であって、その円滑かつ迅速な**避難の確保を図るため特に支援を要するもの**。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児など、災害時に限定せずに一般に配慮を要する者

要配慮者

避難行動要支援者

(出典：災害対策基本法)

避難行動要支援者の特性は個人差も大きく、発災時にはそれぞれの状態に合わせた支援が必要となる



要配慮者

(主な出典：内閣府「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集」、宮城県「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」、ハートシティ東京ホームページ)

1.高齢者

1 主な特性等

体力が衰え、**行動機能が低下**しているが、自力で行動できる。しかし、屋内では手すりや杖等の支えにより、自力でゆっくりと行動できても、屋外では見守りや介助が必要となる場合もある。**地域とのつながりが希薄**になっている方もいる。

2 情報伝達

早い段階から災害に関する情報を提供して避難準備を促すと同時に、状況判断が困難な場合もあるので、家族との情報共有や、周囲の関係者が安否確認をかねて直接伝達するといった配慮が早い避難支援につながる。**介護サービス提供者との連携も重要**。

1.高齢者

3 避難行動で留意すべき事項

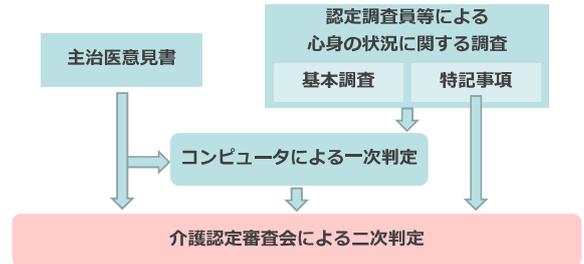
安否確認時、安全な場所にいるかを確認する。**薬**などの必要物資が確保できているか確認し、携帯させる。体温調整機能の低下から、**温度変化等への抵抗力が弱い場合がある**。

自力避難が困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、毛布等で作った応急担架等により避難させる。

1.高齢者

要介護認定とは

介護保険サービスを利用するためには、介護がどれくらい必要かの度合いを数値で表すためにおこなわれるもの



2.身体障害者

《 身体障害者手帳 》

身体障害者福祉法に定める身体の障害のある方に対して、都道府県知事、指定都市市長などが交付する。

身体障害者手帳の交付を受けると、症状の種類や等級によって手帳障害年金などの所得保障制度や医療保障制度などの社会保障制度や障害者雇用枠で働く制度や福祉サービスを利用できる。



1.高齢者

《 認知症 》

記憶力の低下、時間や季節感の感覚が薄れる等の見当識障害、妄想、徘徊などの症状がみられ、自分で判断し行動することや自分の状況を説明することが困難である。

- ✓ **極めて冷静な態度**で接し、絶えず優しい言葉をかけて手を引くなどして、一人にしないようにする。
- ✓ 不安から大声をあげたり異常な行動をとる場合は、**叱らずに**、他の人から離れたところで様子を見る。

2.身体障害者

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

障害の症状や生活への影響から1級から7級までの等級があり、1級に近づくほど障害の程度が重く、1級から6級までの障害のある方が身体障害者手帳の交付対象となります。

1.高齢者

避難行動要支援者 > 要介護3～5

【要介護3】

- ・ 日常生活全般に介助が必要
- ・ 歩行や立ち上がりが不安定
- ・ 着替え・食事がひとりで出来ない
- ・ 排泄や入浴で介助が必要



【要介護5】

- ・ 介護なしでは生活できない
- ・ 歩行や立ち上がりができない
- ・ 水や食事を飲み込むのが困難
- ・ 排泄にはおむつが必要



2.身体障害者（視覚障害）

1 主な特性等

視覚の障害には、光を感じない**全盲**から眼鏡等の使用により文字が識別できる**弱視**、見える範囲が狭くなった**視野狭窄**、特定の色の識別が困難な**色覚異常**などがあり、その障害の状態は多様である。そのため、文字を読むことはできても、歩いているときに障害物にぶつかってしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできても文字は読めない方もいる。



2.身体障害者（視覚障害）

2 情報伝達

防災行政無線に加え、**メール内容の音声読み上げ機能**付き携帯電話等の活用を促す。また、災害により、記憶した避難ルート
の状況が変わっている場合があるため、家族や避難支援者にも
メール等で情報伝達を行い、迅速な避難支援を促す。

3 避難行動で留意すべき事項

住み慣れた地域であっても災害時には状況が一変するため、**認知地図**が使用不能となる場合がある。全盲や弱視、視覚狭窄な
の方は、状況が変化したときに単独での行動が困難である。
色覚異常の場合は、色分けされた情報の識別が困難である。

2.身体障害者（視覚障害）

《 視覚障害者の介助方法 》

介助者は視覚障害者の半歩前に立ち、白杖を持っていない手で、
肘の上を掴んでもらい、ゆっくり歩く。杖や腕を掴んだり、後
ろから押ししたりしない。距離は「何メートル先」方向は「何時
の方向」などと**具体的に告げる**。

階段などの段差がある場合は、そのすぐ前で止まり、段差があ
ること、上がるのか下がるのかを伝える。
段が終わったら立ち止り、段の終わりを告げる。
なお、盲導犬を伴っている人に対しては方向を
説明し、**盲導犬を引いたり触ったりしない**。



2.身体障害者（聴覚障害）

2 情報伝達

聴覚障害者に配慮したメール、一斉FAXサービスなど**文字による**防災情報や避難勧告等の情報伝達を行う。直接伝える場合
は手話のほか、ジェスチャーを交えながら正面から口を大きく
動かしての会話、手のひらや紙に文字を書いて伝える等する。

3 避難支援時の留意点

家を出る際に**補聴器等の補装具等**の持ち出しを確認する。手
話・筆談・身振り等で**こまめに状況説明**を行う。掲示板、誘導
灯等の活用も有用である。言語障害を伴う場合、うまく表現で
きない場合があるので、様子や変化に気を配る。

2.身体障害者（聴覚障害）

避難行動要支援者 > 身体障害者手帳1級・2級

【身体障害者手帳1級】

・なし

【身体障害者手帳2級】

・両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの
(両耳全ろう)



※100デシベル→電車が通る時のガード下、油圧プレス(1m)

2.身体障害者（視覚障害）

避難行動要支援者 > 身体障害者手帳1級・2級

【身体障害者手帳1級】

・視力の良い方の眼の視力が0.01以下のもの

【身体障害者手帳2級】

- ・視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの
- ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ・周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ・両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの



2.身体障害者（聴覚障害）

1 主な特性等

聴覚障害には、常に耳栓をしているような状態で音が聞こえにくくなる**伝音難聴**、「音」だけでなく「言葉」も聞こえづらくなる**感音難聴**、伝音難聴と感音難聴の両方を併せ持つ**混合難聴**の3種類がある。

全く聞こえない方もいれば聞こえづらい方もいて、障害の程度や状態によって様々な生活上の不自由さがある。

なお、加齢のために起こる老人性難聴は感音難聴のことをいう。

外見からは障害がわかりづらい。



2.身体障害者（肢体不自由）

1 主な特性等

病気やケガなどにより、上肢・下肢・体幹の機能の一部、または全部に障害があるために、「立つ」「座る」「歩く」「食事」「着替え」「物の持ち運び」「字を書く」など、**日常生活**
の中での動作が困難になった状態をいう。

脊髄や頸椎の損傷等による体幹の機能障害では、発汗、体温調節、排尿、排便等の自律神経の障害を伴うことがある。
運動・動作が不自由なため、自力での衣服の着脱、食事、排泄等が困難な場合が多い。

経管栄養・吸引・導尿など医療ケアが必要な場合がある。筋力の低下等により、人工呼吸器を使用している人もいる。

2.身体障害者（肢体不自由）

2 情報伝達

状況が多様なため、情報伝達については、**患者団体や保健所等も含めて協議の上**、
細部を取り決めておくことが重要。本人だけではなく、
介護者や家族に対しても、情報伝達と安否の確認が必要。

3 避難行動で留意すべき事項

自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の**移動用具を確保**することが望ましい。通常の車いすにはうまく座れない状態の場合もある。車椅子ごと階段を昇り降りする場合は、3~4人で運ぶ。



2.身体障害者（肢体不自由）

《 車いすでの介助方法 》

動き始めるときや、動きを変えるときは、必ず声をかけよう！
段差を上がるときは車椅子を前向きに、下るときは車椅子を後ろ向きにするのが安全で恐怖感を与えない。

✓ 上がるときは、ステッピングバーを踏み、前輪を上げて段の上に乗せてから後輪を押し上げる。

✓ 下りるときは後ろ向きになり、静かに後輪を下す。次に、ステッピングバーを踏み、前輪を上げてから後方にひいて、前輪をゆっくり下ろす。



2.身体障害者（内部障害）

■小腸機能障害

小腸の切除や病気により、小腸機能が不十分になった状態のこと。消化吸収がうまくできず、通常の経口摂取では栄養維持が困難な方もいる。

■ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障害

HIVウイルスに感染すると、白血球の一種であるリンパ球が破壊され、免疫機能が低下する。そのため、発熱・下痢・体重減少・全身倦怠感などが現れる。特定の病状があらわれるとエイズ（後天性免疫不全症候群）の発症となる。

2.身体障害者（肢体不自由）

避難行動要支援者 > 身体障害者手帳1級・2級

障害の種類	障害の程度
上肢	両上肢の機能の著しい障害 両上肢のすべての指を欠くもの
下肢	両下肢の機能の著しい障害 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
体幹	体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
運動機能障害 上肢機能 移動機能	※乳幼児期以前の非進行性の脳病変によるもの 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 失調等により歩行が極度に制限されるもの

2.身体障害者（内部障害）

2 情報伝達

3 避難行動で留意すべき事項

安否確認時には、安全な場所において、**医療機器の継続使用**が可能な状態であることを確認する。自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。避難先でも人工透析などの医療的援助や常時使用する医療機器（人工呼吸器、酸素ボンベなど）、医薬品が必要となるので、必要とする医薬品や病状を適切に伝えられるようあらかじめ記載した手帳等を携帯する。
自力で避難することが困難な場合には、車椅子やストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。必要に応じて迅速に災害を免れた医療機関へ誘導・移送する。

2.身体障害者（内部障害）

1 主な特性等

体の内部に障害があることをいう。外見からは分からないが、疲れやすかったり、トイレに不自由したり、タバコの煙で苦しくなったりするなど、周囲の方の理解と配慮を必要とする。

■心臓機能障害

全身に必要な血液を送り出す心臓の機能が低下した状態のこと。心臓の収縮のリズムが不規則な方は「ペースメーカー」を埋め込んでいる。

■腎臓機能障害

病気により、腎臓の働きが悪くなった状態のこと。体に有害な老廃物や水分を排泄することができず、不必要な物質等が体の中に蓄積する。

2.身体障害者（内部障害）

避難行動要支援者 > 身体障害者手帳1級・2級

【身体障害者手帳1級】

身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものをいいます。
例えば身のまわりのことはかろうじて出来るが、それ以上の活動は出来ないもの、又は行ってはいけないもの、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることが出来ず、一般的に活動の範囲が、病院ではベッド周辺、家庭では室内に限られるもの。

2.身体障害者（内部障害）

■呼吸器機能障害

肺の機能が低下し、酸素と二酸化炭素の交換がうまくできなくなる状態のこと。酸素吸入するために常に酸素ボンベを携帯している方もいる。

■肝臓機能障害

さまざまな原因により、肝臓の機能が低下した状態のこと。倦怠感、黄疸、出血傾向、感染しやすい、意識障害などが生じやすくなる。

■膀胱・直腸機能障害

排泄物をためる膀胱・直腸が、さまざまな病気のため機能低下または機能を失った状態のこと。人工肛門・人工膀胱を造設する方もいる。

3.知的障害

《 療育手帳 》

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付する。

障害の程度の記載欄には、

重度の場合は「A」 その他の場合は「B」と表示される。

3.知的障害

1 主な特性等

知的機能の障害が発達期（おおむね18歳未満）にあらわれ、日常生活の中でさまざまな不自由が生じることをいう。例えば、複雑な事柄やこみいった文章・会話の理解が不得手であったり、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算が苦手だったりすることがある。

障害のあらわれ方は**個人差が大きく**、少し話をしただけでは障害があると感じさせない方もいる。しかし、自分のおかれている状況や抽象的な表現を理解することが苦手であったり、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難であったりする方は多く、**支援の仕方も一人ひとり異なる**。

3.知的障害

2 情報伝達

不安や恐怖心を助長しないように「危ない」「怖い」という言葉を避け、**わかりやすく明瞭かつ具体的な言葉**で、ゆっくり話しかける。言葉が通じない場合もあるので、イラストや写真、カード、コミュニケーションボードを使うなど、配慮を要する。

3 避難行動で留意すべき事項

自分で危険を判断し行動することが困難。救出の際には、強い不安のため座り込んでしまうなど、**ショックによる行動**をとることも考えられる。努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるとともに、一人にはしないよう気を付ける。

4.精神障害

1 主な特性等

情動・行動の障害や不安及び不穏状態があり、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態。自分の意志だけで適切な家事・食事・入浴などを問題なく行うことはできず、誰かの助けや助言が必要な方がいる。就労も困難。

2 情報伝達

落ち着いた態度で接し、状況を**具体的に、わかりやすく、簡潔**に説明する。大きな声や指示的な口調は、不安にさせる可能性もあるので控える。話には一度に多くの内容を盛り込まず、一つずつ伝えるようにする。

4.精神障害

3 避難行動で留意すべき事項

適切な行動が困難な場合も想定されるため、家族や避難支援者の適切な避難誘導が必要である。災害による不安や精神症状のために、その場にそぐわない言動や異常な行動がみられる場合があるが、叱ったりせず冷静な態度で対応し、本人を1人にしない。多くの場合、**継続的な服薬や医療的なケアが必要**なため、日頃から服用している薬があるか等確認し、薬は携帯させる。

3.知的障害

避難行動要支援者 > 療育手帳A・B

【重度（A）の基準例】

- ①知能指数が概ね35以下であって、次のいずれかに該当する者
・食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助が必要
・異食、興奮などの問題行動を有する
- ②知能指数が概ね50以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者

療育手帳は各自治体の独自制度のため、自治体によって区分の呼び名や判定基準に若干の違いがある。

4.精神障害

《精神障害者保健福祉手帳》

長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が、**一定程度の精神障害の状態**にあることを認定するもの。自立と社会参加の促進を図るため、手帳所持者には様々な支援策が講じられている。

対象となるのは全ての精神障害で、次のようなものが含まれる。

統合失調症、うつ病・そううつ病などの気分障害、てんかん、アルコールや薬物依存症、神経症・ストレス関連障害（パニック障害、恐怖症、強迫性障害、PTSD）、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害等）、そのほかの精神疾患（ストレス関連障害等）

4.精神障害（発達障害）

1 主な特性等

広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群など）・学習障害（LD）・注意欠陥多動性障害（AD/HD）など、脳機能の発達に関係する障害。具体的に見えないことを想定したり、複数の情報を一度に把握したりするのが困難。いつもと違う状況や変化が起きると対応できず、落ち着きがなくなったりパニックを起こしたりする傾向がある。他者とのコミュニケーションなどが苦手で、その言動が誤解されてしまうこともある。**一見、障害があるようには見えない人が多くいる**。

4.精神障害（発達障害）

2 情報伝達

一度にたくさんを言わず、ゆっくり具体的に一つづつ伝える。言葉での意思疎通が難しい場合は、絵や実物を見せたり、筆談等を使う。何かを尋ねる時は、簡潔な質問で「はい」「いいえ」で答えられるものにする。

3 避難行動で留意すべき事項

1人にせず、不安から大声を発したりパニックをおこしても、努めて冷静に対応する。いつも使っていて、気持ちを落ち着かせることができるものを持ち出せるとよい。痛みに鈍感で、怪我をしていても気づかない人もいるので、注意を払う。

4.精神障害（高次脳機能障害）

1 主な特性等

脳卒中などの病気や交通事故などで**脳に損傷**を受け、言語や記憶・思考・感情コントロール・空間をとらえる能力などの機能に障害が起きた状態。**見た目では障害がわかりにくい**が、精神的に不安定となりパニックを起こしたり、集団生活が困難であったり、記憶や的確な判断が難しい、会話や読み書きが難しい（失語症）といった場合がある。

2 情報伝達

ポイントを絞って、ゆっくりはつきり具体的に伝える。絵や図、写真などがあると理解しやすい。情報を見落としたり忘れてしまったりしてしまうことがあるので、**大切な説明はメモに書いて渡す**。

4.精神障害（高次脳機能障害）

3 避難行動で留意すべき事項

避難経路・避難場所などは具体的に簡潔に伝え、必ず誰かが付き添うようにする。混雑している場所では、迷ったり、人や物にぶつかることがあるので、1人にしない。自分の疲労に気付きにくいことがあるため、言葉だけではなく、**顔色や姿勢などにも注意を払う**。

記憶障害、注意障害、遂行機能障害などがあるため、**状況の把握や自分で判断して避難することが難しい**。

5.難病

1 主な特性等

疾病により状態が様々で、定期的な治療や体調管理を行うことで**ほぼ症状のない状態を続けることができる患者が増えている**。過労やストレス等のきっかけにより体調が崩れやすいことが難病に共通する主な症状となっている。

体調悪化の兆候としては、全身的な疲労や倦怠感、発熱、集中力の低下など。治療による副作用で、顔がむくむ、免疫力が低下する、といったような症状が表れる場合がある。**特殊な薬剤や継続的な服薬、医療的ケアを必要とする人がいる**。

5.難病

2 情報伝達

3 避難行動で留意すべき事項

安否確認時に、安全な場所において、医療機器の継続使用が可能な状態であることを確認する。

I型糖尿病患者については、避難時にインスリン製剤等、必要な医薬品を携帯しているか確認する。人工呼吸器、吸引器、人工透析器、在宅酸素、経管栄養等の生命維持のための緊急的な**医療援助を必要とする人もいる**。

自力歩行や素早い避難行動が困難な方もいる。**長距離を歩くことで低血糖に陥り、昏睡、死に至ることもある**。

4.精神障害

避難行動要支援者 > 精神障害者保健福祉手帳

【精神障害者保健福祉手帳1級】

身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする程度の方。
医療機関への外出など付き添いがなければならない。

【精神障害者保健福祉手帳2級】

日常生活に著しい制限を受けており、援助を必要とする程度の方。

5.難病

《 難病法に基づく「難病」の定義 》

発病の機構（原因）が明らかでないこと。
治療方法が確立していない希少な疾病。
当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とすること。

- ・ 消化器系疾病（潰瘍性大腸炎、クローン病など）
- ・ 自己免疫疾病（全身性エリテマトーデスなど）
- ・ 神経・筋疾病（パーキンソン病など）
- ・ 血液系疾病（原発性免疫不全症候群など）
- ・ 内分泌系疾病（下垂体前葉機能低下症など）
- ・ 視覚系疾病（網膜色素変性症など）
- ・ 循環器系、呼吸器系、皮膚、結合組織系疾病（神経線維腫症）
- ・ 骨・関節系疾病（後縦帯骨化など）

341

指定難病 338疾病

6.乳幼児

1 主な特性等

乳児期は、欲求等を言葉で訴えることができないため、乳児の状況をよく観察し、保育することが大切である。

また、この時期の哺乳は、健やかな成長と生命の維持のため不可欠である。

幼児期は食事、排泄、就寝、衣服の着脱など、基本的な生活習慣が確立する大切な時期である。また、社会性も芽生え、行動も活発化するが、危険を判断し的確な行動をとることが困難である。

6.乳幼児

2 情報伝達

3 避難行動で留意すべき事項

- ✓ 危険を判断し行動する能力はない、あるいは弱い。
- ✓ 避難中の生活を考慮し、適切な避難誘導が必要である。
- ✓ 保護者がいても、複数の乳幼児を抱えている場合は、避難誘導等で支援を要する場合がある。

7.妊産婦

1 主な特性等

母体の健康は胎児にとっても重要であり、妊娠の時期にあわせて**健康管理**が非常に大切。出産後はホルモンバランスが著しく変化することもあり心身ともに負担がかかりやすく、十分な休養を取る必要がある。

2 情報伝達



3 避難行動で留意すべき事項

行動機能は低下しているが、自分で判断し行動できる。
素早い行動が困難な場合も想定されるため、家族や支援者の適切な避難誘導が必要。

避 難

福祉避難所

市町村が指定

開設時期はそれぞれ

障害のある方や高齢者などの要配慮者で、
避難生活において特別な配慮を必要とする方が避難する施設

要配慮者

より重度の方

特別な配慮を
要する方

より軽度の方

医療機関など

福祉避難所

福祉スペース

福祉避難所をめぐる国の動向

《 課題・背景 》

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、「平素から利用している施設へ直接に避難したい」との声がある。
- 指定避難所として公表されると、**受入れを想定していない被災者の避難**により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない。

避難について

避難場所



切迫した災害の危険から逃れるための場所

避難について

避難所



被災者が一定期間滞在して避難生活をする場所

福祉避難所をめぐる国の動向

福祉避難所の確保・運営ガイドライン改定

受入対象者を**事前に調整**して人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する。

受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを公示できる制度を創設。受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る。

指定福祉避難所への直接の避難の促進。地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、**事前に受入対象者を調整**等を行う。

避難後の避難行動要支援者への対応

発災後に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといった事がないように留意する必要がある。

- ①避難行動要支援者の引継ぎ
- ②適切な避難場所への移送についてあらかじめ計画

避難行動要支援者の避難支援にむけて

避難場所までの迅速かつ適切な避難を支援するために

個別計画の作成

《情報収集》

- ✓ 避難行動要支援者の家族構成
- ✓ 日常生活パターンの把握
- ✓ 自宅からの避難経路
- ✓ 緊急時有効な情報伝達手段 等

避難行動要支援者ごとに

- 誰が支援を行うのか ⇒ 支援実施者決定
- どのような支援 ⇒ 具体的支援内容

避難行動要支援者の避難支援にむけて

専門職や関係団体との協働

避難行動要支援者への対応は、専門知識が必要となる場合もあるため、無理に一人で行おうとしないこと。

避難行動要支援者が利用する機関の専門職や、関係する団体と協力体制を取ることが重要。

専門職：ケアマネジャー、介護福祉士、保健師、看護師、精神保健福祉士など

関係団体：視覚障害者福祉協会、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会、脊椎損傷者協会など

避難行動要支援者の避難支援にむけて



4 DIG (災害図上訓練)

災害図上訓練 (DIG) とは

名前のDIGは、Disaster (災害)、Imagination (想像力)、Game (ゲーム) の頭文字から命名された。この訓練は、参加者が進行役から出されるテーマに沿って地図に書き込みを行い、ゲーム感覚で地域の防災対策や災害時の対応を考えていく訓練。



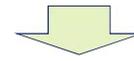
※ DIGの実施風景：道路・防災拠点等を地図に記入し、防災マップを作成中

【豆知識】

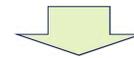
小村隆史氏（当時防衛庁防衛研究所、現常葉大学）と平野昌氏（三重県庁）が市民向けに考案した、地図を使った三重県生まれの防災訓練

災害図上訓練 (DIG) の必要性

イメージできない災害やリスクには対応できない



災害を「**自分ごと**」としてリアルにイメージする



被害想定 とは、防災対策のための**1つのシナリオ**

※ 想定を超える災害もありうる前提で
災害対応をイメージする訓練が必要

アイスブレイク

- ◇アイスブレイクとは、初対面同士の人が出会うとき、その緊張を解きほぐすための手法
- ◇コミュニケーションを取りやすい雰囲気づくりのために行う

自己紹介をお願いします

① 自己紹介

(地区、氏名、好きな果物)

それが終わったら

② リーダーを決めてください

災害図上訓練（DIG）説明

では…ある町内図を使って、
自主防災組織の応急対応を
考えます。

目的：大規模災害時には、同時多発で被害が発生し、
自主防災組織は限られた情報、限られた人員で
対応しなければならないことを実感していただき
ます。

演習の流れ

具体的には……

- 1 まちの状況について記入
(災害の恐れがある地域の記入)
(自主防災組織役員の自宅の記入)
- 2 大地震での災害の状況の記入
(家屋倒壊・火災等の記入)
(災害時要支援者の自宅の記入)
- 3 災害時要支援者の救助の順番を決定する
(個人で、班で、全体で)

今回使用する地図



今回使用する地図の上空写真



作業 1-1

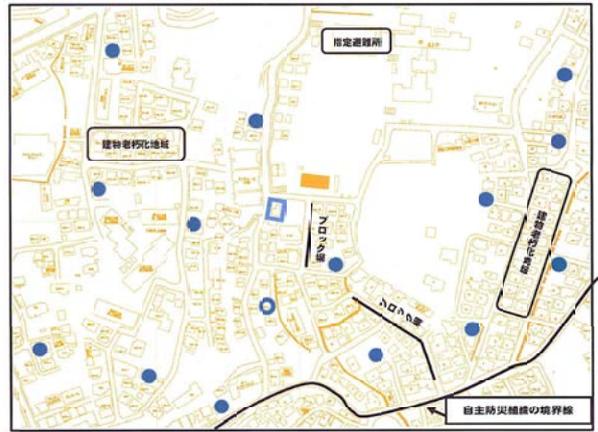
「まちの現況」図を見て、
大きな地図上に写し取ってください。

使うマジックは

「黒」 
文字も記入
「青」 



作業 1-2



この地域の状況

今日は、ある秋の日曜日

先日までの台風接近で、この地域に大雨を降らせた。

今日は、天気は良いが、風が強く吹いている。

午前 11 時に、震度 7 の大地震がこの地域を襲った。

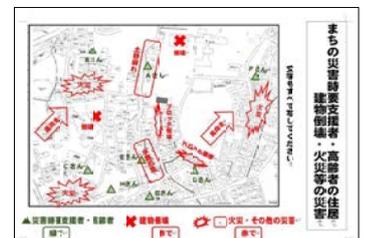
大きな揺れにより、土砂崩れや建物などの倒壊や、水路
氾濫、火災も発生した。

作業 2-1

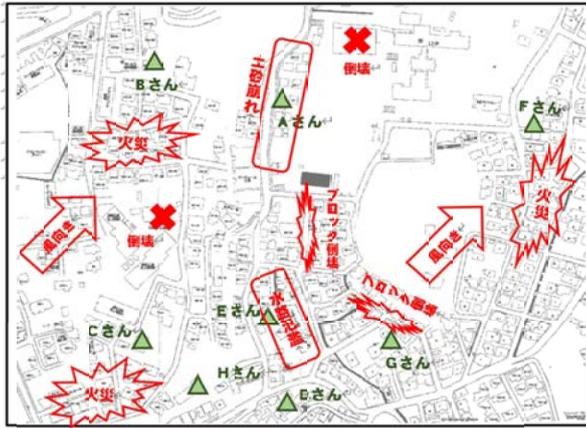
災害（大地震）が発生しました！
《災害発生状況》図を見て、地図上に写し
取ってください。

使うマジックは

「赤」 
「緑」 
文字もすべて記入



作業 2-2



班別優先順位

	1	2	3	4	5	6	7
Aさん							
Bさん							
Cさん							
Dさん							
Eさん							
Fさん							
Gさん							
Hさん							

優先順位を決めましょう 1-1

災害発生時の要配慮者等の状況

「まちの状況(地図)」をよく見て、Aさん～Hさんの「危険度」を「大・中・小」で判断してください。
 その上で、自主防災組織として支援する優先順位(1～8)を決めてください。

危険度	支援優先順	状況
大・中・小	Aさん	80代夫婦。歩くことが可能。家族不在
大・中・小	Bさん	70代夫婦。足腰弱く急いでの避難が難しい
大・中・小	Cさん	20代男性。知的障害があり、一人で判断・行動できない。家族不在
大・中・小	Dさん	60代女性。ほとんど寝たきり。家族不在
大・中・小	Eさん	70代男性一人暮らし。耳遠く、老眼、独力での急いでの避難が無理
大・中・小	Fさん	80代女性。常時車いす使用。小型犬のペットあり。家族不在
大・中・小	Gさん	夫80代、妻70代。夫は歩行困難。妻は一人で夫を連れたる避難が難しい
大・中・小	Hさん	50代男性。引きこもり 家族不在

優先順位を決めましょう 1-4

最後に、

- ◆各班で決めた優先順位を全員で共有しましょう
- ◆どのような観点で順位を決めたか、各班のリーダーさんに発表して頂きます

優先順位を決めましょう 1-2

あなたとあなたの家族は無事でした。
 しかし、まちは大変な状況になっています。

要配慮者Aさん～Hさん

- ① 「災害発生時要配慮者の状況」の用紙に「まちの状況(地図)」をよく見て、Aさん～Hさんの家の「危険度」を「大・中・小」で判断してください。
- ② A～Hさんの状況を鑑み、自主防災組織として支援する優先順位(1～8)を各自で決めてください。

課題 1

Gさんを救助に行くとき

- (1) 何人で救助に行きますか？
- (2) 何を持って救助に行きますか？

課題 2

Aさんの家は土砂崩れの中にありました。救助に行くとき

- (1) 何人で救助に行きますか？
- (2) 何を持って救助に行きますか？

優先順位を決めましょう 1-3

次に、各自が決めた優先順位を班内で共有し、**班としての優先順位**を決めてください。

決まりましたら、講師に伝えてください

考えてみましょう

- ☆避難時要支援者のどのような情報があれば、救助がもっとスムーズにできると思いますか
- ☆自主防災組織として、避難行動要支援者を支援する優先順位を誰がどのような判断で決めるか
- ☆どのような避難経路で避難させるのか
- ☆避難行動要支援者ごとの特性に配慮した支援内容となっているか（多様性への配慮）
- ☆自主防災組織の役員だけの活動で避難時要支援者全員の安否確認や避難支援は可能だろうか
- ☆個別避難計画が完成していれば、もっと円滑に安否確認や避難させることができるのではないかと

避難行動について



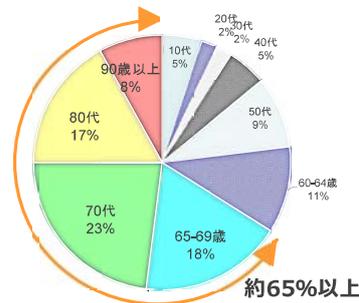
自主防災組織の対応

- ◆ **役割班の決定**
 - ・役員だけでは手が不足する可能性があります
 - ・何人確保できますか（曜日・時間により変動）
- ◆ **非常参集の場所**（自主防の対策本部設置場所）は
 - ・どこですか？ ⇒ 2ヶ所以上決めておく
 - ・役員同時の連絡方法は？
- ◆ **情報収集の方法と役割分担は？**
- ◆ **安否確認～要支援者の救出、訓練は？**
- ◆ **初期消火の体制・訓練は？**

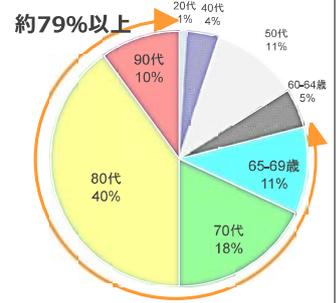
平時に避難行動要支援者も含めた訓練が必要

近年の災害被害者

令和元年東日本台風



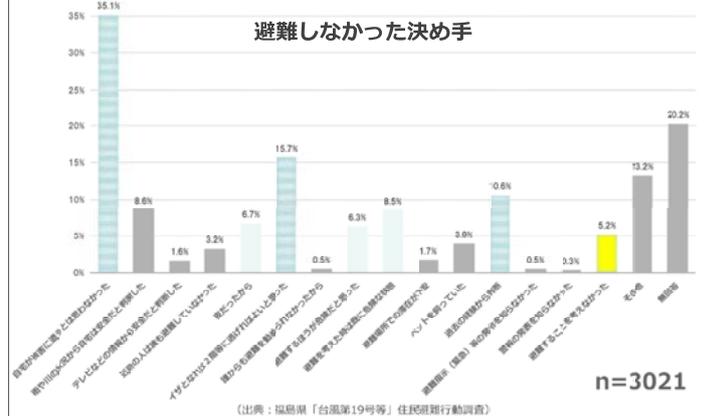
令和2年7月豪雨



（出典：内閣府「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について 参考資料」）

5. 避難行動要支援者 支援体制づくりについて

避難行動について（令和元年東日本台風）



避難行動について

- 「線状降水帯」による豪雨が頻発
- これまでに経験したことがない災害
- 「激甚災害」が多発

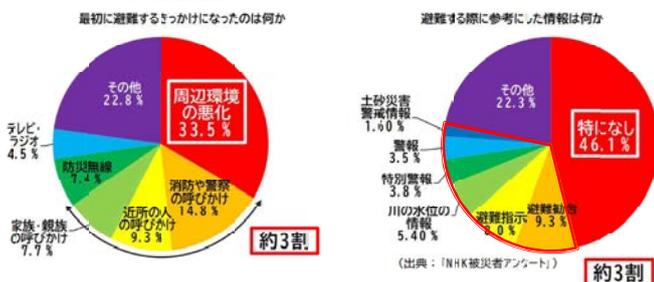
5段階の警戒レベル
災害情報発信の強化



でも、なかなか避難行動に結びつかない・・・

避難行動について（平成30年7月豪雨）

NHKアンケート（広島県、岡山県、愛媛県の被災者310人対象）



（出典：気象庁「第1回防災気象情報の伝え方に関する検討会」配布資料）

避難行動について

- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を取得することが困難
- 災害に関する警報や避難勧告等の必要な情報を理解することが困難
- 災害が発生、または発生の恐れがある時に、避難が必要かどうか判断することが困難
- 実際に避難するための移動等が困難

サポートが必要なのは、避難行動要支援者だけではない。

避難行動について（東日本大震災）



避難行動要支援者の避難をサポートする避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、**事前に**避難行動について考え、それに基づき迅速に避難支援等を行うことが重要。

避難行動について

避難行動要支援者に対する支援方法は、**災害が発生する前に**検討する必要がある。



避難行動要支援者本人と本人に関わっている人たちが実際に避難行動を支援する避難支援等実施者を交えて個別避難計画を作成し、避難に備える。

個別避難計画

個別避難計画

個別避難計画

「避難支援等」を実施するための計画。

災害の発生に備え、事前に災害時の対応について考え整理しておくことで、避難行動要支援者の避難の可能性が高まる。

「避難支援等」とは、高齢者等避難などの**避難情報の伝達、安否の確認**、避難所などへの**避難に同行**すること。避難訓練を実施することなど平時における取組も含まれる。

個別避難計画

個別避難計画に記載する事項は次のとおり

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. 避難支援等を必要とする事由

- 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

（出典：内閣府「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」）

個別避難計画作成の視点

- 緊急時の情報伝達手段の検討
 - ・ 本人、家族、避難支援等実施者の連絡先
 - ・ 訪問、電話、メール、FAX、災害伝言ダイヤル等
- 避難誘導方法
 - ・ 人的協力体制（避難支援等実施者）
 - ・ 避難誘導先（避難所、親族知人宅、医療機関等）
 - ・ 避難誘導手段（自家用車、福祉車両、移動用具等）
- 避難行動要支援者の日常生活パターンの把握
 - ・ 避難行動要支援者を取り巻く状況（家族構成、同居者、近隣住民の状況等）
 - ・ 日中の行動パターン（通学、通勤、通所、通院状況等）
 - ・ 家庭の行動パターン（自宅での居場所、寝室の位置等）

（出典：宮城県「避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」）

個別避難計画 (例)

(個別避難計画のイメージ)

● ● 町個別避難計画

避難支援計画に記載された情報(町情報)は、避難支援の計画に必要な情報で町や町民の避難支援等に提供されることとなります。計画に記載された情報の一部は町民や町民等の避難支援等に提供されることもありますが、提供先は必要以上に共有することがないよう、情報の取扱いに努めています。

フリガナ	ばんどう たろう	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	性別	男
住所又は居所	●●町字●●23番地	避難するときに必要な支援の内容	聞こえに関して支援していただきたいです
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234		

避難支援等実施者本人やその家族等の生活及び身体的安全性を確保することが大前提です。また、町個別避難計画は、あくまで避難の準備や避難行動の支援の可能性があるものの中でのものです。避難支援実施者に対して、避難支援の計画について、避難の準備や避難行動の支援を受けるものではありません。避難支援実施者自身で準備をすることが必要です。避難の準備や避難行動の支援を受けるものではありません。

フリガナ	ふくし うめこ	町個別避難計画	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達	<input type="checkbox"/> 避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字●●35番地	<input type="checkbox"/> 避難先へ一緒に行く	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-9876	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)	メールやFAXで、避難しているかを確認

(出典：内閣府「個別避難計画の作成に取り組みみなさまへ」)

個別避難計画 (例)

フリガナ	しかくしかくじちかい	町個別避難計画	できること
氏名又は名称	●●自治会	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達	<input type="checkbox"/> 避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字●●78番地	<input type="checkbox"/> 避難先へ一緒に行く	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)	メールやFAXで、避難しているかを確認

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ●●公民館(※立派な避難所の場合)	自宅一階 ●●公民館 (※避難している場合に備えて知らせてください)	玄関先に必要なお装を入れて、非常持ち出し袋を準備しているため、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。

(出典：内閣府「個別避難計画の作成に取り組みみなさまへ」)

個別避難計画 (例)

「防災対応方向上シート」～基本情報～

氏名 性別 年齢 住所

電話番号 連絡先

避難先 避難経路

避難するときに必要な支援の内容

「防災対応方向上シート」～マイタイムライン～

避難レベル 1 2 3

高齢者等は避難開始

全員避難!

(出典：兵庫県社会福祉士会「防災対応方向上シート」)

個別避難計画 (例)

さんの 防災チェックリスト

- 購入しましょう
- 準備しましょう
- 確認しましょう
- 点検しましたか
- 連絡できますか
- ペットかまが
- 避難できますか

自由記述

(出典：兵庫県社会福祉士会「防災対応方向上シート」)

町個別避難計画 (例)

(個別避難計画のイメージ)

● ● 町個別避難計画

避難行動要支援者

避難支援計画に記載された情報(町情報)は、避難支援の計画に必要な情報で町や町民の避難支援等に提供されることとなります。計画に記載された情報の一部は町民や町民等の避難支援等に提供されることもありますが、提供先は必要以上に共有することがないよう、情報の取扱いに努めています。

フリガナ	ばんどう たろう	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎	性別	男
住所又は居所	●●町字●●23番地	避難するときに必要な支援の内容	聞こえに関して支援していただきたいです
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234		

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生活及び身体的安全性を確保することが大前提です。また、町個別避難計画は、あくまで避難の準備や避難行動の支援の可能性があるものの中でのものです。避難支援実施者に対して、避難支援の計画について、避難の準備や避難行動の支援を受けるものではありません。避難支援実施者自身で準備をすることが必要です。避難の準備や避難行動の支援を受けるものではありません。

フリガナ	ふくし うめこ	町個別避難計画	できること
氏名又は名称	福祉 梅子	<input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達	<input type="checkbox"/> 避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字●●35番地	<input type="checkbox"/> 避難先へ一緒に行く	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678	<input checked="" type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)	メールやFAXで、避難しているかを確認

フリガナ	ほうさい いちろう	町個別避難計画	できること
氏名又は名称	防災 一郎	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達	<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字●●56番地	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先へ一緒に行く	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)	避難先へ一緒に行く(得意な方に寄りかか)

フリガナ	しかくしかくじちかい	町個別避難計画	できること
氏名又は名称	●●自治会	<input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達	<input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認
住所又は居所	●●町字●●78番地	<input checked="" type="checkbox"/> 避難先へ一緒に行く	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891	<input type="checkbox"/> その他 (※具体的に書いてください)	

避難先・避難経路・その他

避難先	避難経路	その他
自宅(※屋内安全確保の場合) ●●公民館(※立派な避難所の場合)	自宅一階 ●●公民館 (※避難している場合に備えて知らせてください)	玄関先に必要なお装を入れて、非常持ち出し袋を準備しているため、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。

災害時の郵相図先：●●町●●番●●係 ●●●-●●●-●●●●

個別避難計画 (例)

「防災対応方向上シート」～基本情報～

氏名 性別 年齢 住所

電話番号 連絡先

避難先 避難経路

避難するときに必要な支援の内容

「防災対応方向上シート」～マイタイムライン～

避難レベル 1 2 3

高齢者等は避難開始

全員避難!

(出典：兵庫県社会福祉士会「防災対応方向上シート」)

さんの 防災チェックリスト

- 購入しましょう
- 準備しましょう
- 確認しましょう
- 点検しましたか
- 連絡できますか
- ペットかまが
- 避難できますか

自由記述

(出典：兵庫県社会福祉士会「防災対応方向上シート」)

個別避難計画の作成について

作成主体：市町村

関係部署：防災・福祉・保健・医療・地域づくりなど

関係者：当事者である避難行動要支援者とその家族

民生委員、自治会、自主防災組織などの地域関係者
 介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職
 居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者
 地域医師会、地域で活動する障害者団体や患者団体
 地域の医療・介護・福祉等に関する社会福祉協議会等の
 職種団体

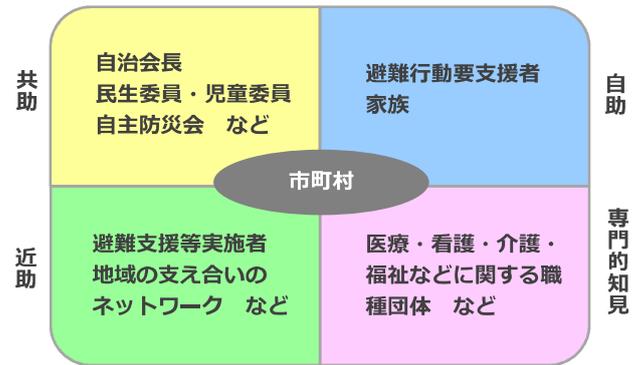
避難支援等関係者など

個別避難計画の作成について

《 避難支援等実施者に関する注意点 》

- 災害時の緊急性を考慮し、**近隣の方がよい。**
- **複数人で役割分担**し避難支援を実施することで、支援者の負担感の軽減が期待される。
- 避難支援は強制的なものではなく、**自分の命を守ることが最優先**である。
- 特定の人に支援者の役割が**集中しない**よう注意する。

個別避難計画の作成について

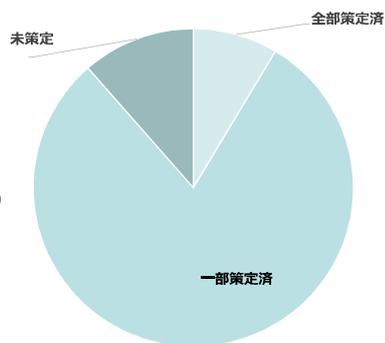


個別避難計画の策定状況

令和6年4月1日

【宮城県内自治体】

全部策定済3団体 (8.6%)
 一部策定済28団体 (80%)
 未策定4団体 (11.4%)



(出典：内閣府「個別避難計画の作成等に係る取組状況調査」)

関係機関（民生委員・児童委員）

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について



(出典：内閣府「政府広報オンライン ご存じですか？地域の身近な相談相手「民生委員・児童委員」」)

関係機関（地域包括支援センター）

高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援することを目的に、市町村が設置。

保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等が配置されている。

主な事業

- 総合相談
- 介護予防ケアマネジメント
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント

関係機関（居宅介護支援事業所）

要介護認定を受けた方が、自宅で介護サービス等を利用しながら生活できるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が本人や家族の心身の状況や生活環境、希望などに沿って、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成し、そのプランに基づいて介護保険サービスなどを提供する事業者との連絡や調整を行う事業所。

主な事業

- 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、定期的な見直し
- サービスの連絡・調整
- 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介

（出典：厚生労働省「介護事業所・生活関連情報検索」）

専門職等

介護支援専門員

ケアマネジャーとも呼ばれる。要支援者・要介護者やその家族の相談に応じ、サービス利用計画（ケアプラン）を作成し、市町村・サービス事業者・施設等との連絡・調整を行う。

相談支援専門員

障害のある方やその家族の相談に応じ、サービス利用計画作成や、必要な情報提供、相談支援を行う。医療・保健・福祉などの専門家と連携した支援体制づくりのマネジメントも行う。

関係機関（居宅介護支援事業所）

！ 補足で説明します

ケアプランは以下の流れで作成されます。



※要支援の方のケアプランは地域包括支援センターが作成します。

（出典：厚生労働省「社会保険審議会介護給付費分科会」資料）

177

専門職等

訪問介護員

ホームヘルパーとも呼ばれる。要介護認定を受けている高齢者や、障害支援区分の認定を受けている障害のある人の居宅を訪問して、身体介護や家事支援を行う。

訪問看護

可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の心身機能の維持回復などを目的に、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行う。

関係機関（相談支援事業所）

障害のある方や家族が、地域で日常生活を送ることができるよう、相談支援専門員等の専門職が障害福祉サービスなどの利用計画の作成や、地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援を行う事業所。

主な事業

- ・ 基本相談支援
 - 特定相談支援事業所
 - 計画相談支援（サービス利用支援・継続サービス利用支援）
 - 一般相談支援事業所
 - 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

関係機関（社会福祉協議会）

地域の人が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、地域住民を中心に、保健・医療・教育など関係機関、民生委員・児童委員、当事者団体等の協力のもと、さまざまな活動をおこなっている。



主な事業

- ・ 見守りネットワークづくりなどを通じた地域福祉の推進
- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ 日常生活自立支援事業
- ・ 市区町村共同募金会の運営 など

避難行動要支援者支援体制づくり

支援体制づくり

実効性のある計画のために

- ✓ 計画に基づいた訓練の実施
- ✓ 定期的な状況確認



重要なのは

どこに支援が必要な人が住んでいて、
だれが声掛けを行って、
どのように避難支援するのか

そしてその情報が共有されている事

支援体制づくり

◆発災時に円滑かつ迅速に避難支援等をおこなうためには◆

日頃から住民同士の顔の見える関係づくりを推進し

地域力を高めておくことが重要

地域の特性や実情を踏まえつつ、住民だけではなく、日常のさまざまな事業の中で地域に関わる福祉・保健・医療をはじめとする関係者や機関も、このような地域環境づくりを推進できる。

支援体制づくり

■住民同士の顔の見える関係を推進

= 地域の中に避難支援への協力者が増える。

■避難行動要支援者と関わるような地域活動

= 避難行動要支援者が地域社会に溶け込み、孤立を防ぐ。



声掛けあい、支え合う地域

自主防災組織に期待する事

避難行動要支援者の安全を確保することは
地域全体の安全を向上させることにもつながる。

避難行動要支援者支援が必要となった背景を理解し
地域住民の支えあう意識と当事者の自助意識の醸成を図る。



個別避難計画作成への協力

自主防災組織に期待する事

避難行動要支援者対策に係る市町村の取組への
様々な面で、それぞれの立場を活かした協力



- 地域に対して避難支援に関する啓発や協力の呼びかけ
- 日ごとの活動や繋がりを通じた、支援が必要な人の把握
- 避難行動要支援者に関わる機関等との協働
- 避難行動要支援者の自助意識の醸成
- 避難支援実施者の確保 など

開催自治体資料

「宮城県山元町」

近年の災害被害（山元町）

平成21年4月 山火事	⇒	焼失面積 14.4ha（町内） 30世帯101人に避難勧告
平成23年3月 東日本大震災 震度6強を観測	⇒	死者637名、負傷者90名 家屋被害4,440棟 （うち全壊2,217棟） 町総面積の37.2%が浸水
令和元年10月 令和元年東日本台風	⇒	床上浸水 2棟 床下浸水 160棟
令和3年2月、令和4年3月 福島県沖地震 震度6弱を観測	⇒	令和3年2月 住家被害1,370棟 令和4年2月 住家被害1,093棟 （うち全壊16棟）

地域防災計画（山元町）

地域防災計画

自助・共助・公助

災害対策基本法第42条の規定に基づき、山元町に係わる災害から町民の生命・身体・財産を保護し、災害による被害を軽減することを目的として、町や防災関係機関等が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧対策を定めたもの。「風水害等災害対策編」「地震災害対策編（揺れへの対策）」「津波災害対策編（津波災害対策編）」「原子力災害対策編（汚染対策）」から構成されている。

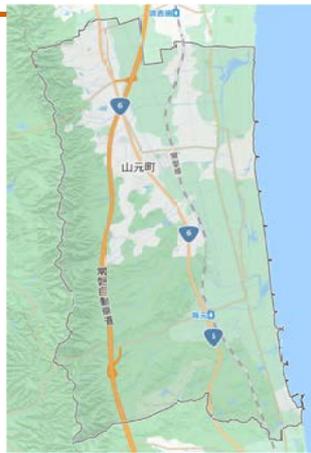
1. 近年の災害傾向及び地域の地勢状況について

地勢について（山元町）

1. 概要

宮城県の最東南端に位置し、東は直線的な砂丘海岸となつて仙台湾に面し、西は阿武隈山地の北端をなす丘陵地帯が南北に連なっている。

丘陵は標高200メートル～300メートルの山地で、北部は狭く南部が広がっており、山麓部は傾斜をなして東部の平坦地へ延び、山地と海岸の間に南から北に耕地が広々と展開している。



山元町防災マップ



地勢について（山元町）

2. 想定される被害

① 水害

坂元川・戸花川をはじめとする中小河川やため池の増水、氾濫及び排水機能低下による排水、高潮、波浪等

② 土砂災害

土砂災害警戒区域等指定 54箇所

（土石流38、急傾斜地の崩壊15、地すべり1）

③ 風雪害

大雪、強風や竜巻等に伴う、家屋被害、交通障害や農作物被害等

④ 地震・津波

海溝型地震、内陸直下型地震（長町一利府線断層帯、双葉断層）

⑤ 複合災害

山元町防災ハンドブック



2. 避難行動要支援者の支援と自主防災活動について

避難行動要支援者への対策（山元町）

山元町地域防災計画

山元町の災害対策の骨格（基本計画）となるもの。災害の種類ごとに構成されている。

山元町における避難行動要支援者の該当要件、避難支援体制の整備などをはじめとする要配慮者への対策に係る基本的なことが記載されている。

第1編 風水害等災害
対策編

第2編 地震災害
対策編

第3編 津波災害
対策編

第4編 原子力災害
対策編

第5編 資料編

避難行動要支援者名簿（山元町）

《避難行動要支援者名簿の提供先＝避難支援等関係者》

- ① 消防機関及び消防団
- ② 警察
- ③ 民生委員
- ④ 町社会福祉協議会
- ⑤ 各行政区長及び自主防災組織
- ⑥ その他避難支援の実施に係る関係者

（出典：「山元町地域防災計画」）

避難行動要支援者名簿（山元町）

1ページ

避難行動要支援者登録台帳

番号	回覧	住所	氏名	年齢	性別	電話番号	避難場所	備置方法	災害時の留意事項 (障害の程度、必要な資機材等)	緊急連絡先 氏名	電話番号	順位	氏名	電話番号
1	○	山元町山元2丁目2番地	山元 太郎	68	男	0229-97-1111	山元 太郎	車	要介護3	山元 太郎	0229-97-1111	第1	山元 太郎	0229-97-1111
2												第2		
3												第1		
4												第2		
5												第1		
6												第2		
7												第1		
8												第2		
9												第1		
10												第2		

避難行動要支援者への対策（山元町）

《避難行動要支援者の要件》

- ① 75歳以上独り暮らし又は75歳以上のみの世帯
- ② 要介護認定1～5
- ③ 身体障害者手帳1・2級の1種 所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者
- ⑤ 療育手帳A1・A2（知的障害） 所持者
- ⑥ 難病患者等

3. 避難行動要支援者の配慮事項と支援方法について

避難行動要支援者名簿（山元町）

《避難行動要支援者名簿の記載事項》

- ① 行政区
- ② 住所
- ③ 氏名
- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 電話番号
- ⑦ 避難場所
- ⑧ 情報伝達方法
- ⑨ 支援時の留意事項（障害の程度、必要な資機材等）
- ⑩ 緊急連絡先
- ⑪ 避難支援者

- 世帯状況や生活状況に関する具体的な情報はない。
- この名簿をもとに、個別避難計画づくりを進める。

避難行動要支援者の数（山元町）

《避難行動要支援者の要件》

- ① 75歳以上独り暮らし又は75歳以上のみの世帯
- ② 要介護認定1～5
- ③ 身体障害者手帳1・2級の1種 所持者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者
- ⑤ 療育手帳A1・A2（知的障害） 所持者
- ⑥ 難病患者等

避難行動要支援者の数（山元町）

要件	人数
75歳以上独り暮らし 75歳以上のみの世帯	
要介護1～5	
身体障害者手帳1・2級	
精神障害者保健福祉手帳1級	
療育手帳A1、A2（知的障害）	
難病患者等	

避難行動要支援者の数（山元町）

- 人口 11,516 人
- 世帯数 4,841 世帯
- 高齢者率 %
- 75歳以上 %
- 独り暮らし／75歳以上 %

令和6年4月1日現在

福祉避難所（山元町）



福祉避難所に直接避難することはできません。
福祉避難所は、開設に向けて準備が必要です。
まずは一般の避難所へ避難してください。

誰でも行けるわけではありません。
一般の避難所で、保健師などの判別に基づき、
対象者を決定します。



5. 避難行動要支援者 支援体制づくりについて

避難行動要支援者の数（山元町）

要配慮者	避難行動要支援者（山元町）
1. 高齢者	1. 75歳以上独り暮らし又は 75歳以上のみの世帯 要介護1～5
2. 身体障害者（視覚、聴覚、 肢体不自由、内部障害等）	
3. 知的障害者	
4. 精神障害者（発達障害、 高次脳機能障害等）	
5. 難病	
6. 乳幼児	2. 身体障害者手帳1・2級
7. 妊産婦	3. 療育手帳A1・A2
8. 外国人 など	4. 精神障害者保健福祉手帳 1級
	5. 難病患者等

（出典：内閣府「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集」）

個別避難計画の作成（山元町）

要配慮者	避難行動要支援者（山元町）
1. 高齢者	1. 75歳以上独り暮らし又は 75歳以上のみの世帯 要介護1～5
2. 身体障害者（視覚、聴覚、 肢体不自由、内部障害等）	
3. 知的障害者	
4. 精神障害者（発達障害、 高次脳機能障害等）	
5. 難病	
6. 乳幼児	2. 身体障害者手帳1・2級
7. 妊産婦	3. 療育手帳A1・A2
8. 外国人 など	4. 精神障害者保健福祉手帳 1級
	5. 難病患者等

（出典：内閣府「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集」）

福祉避難所（山元町）



福祉避難所
13か所

想定収容人数

733人



個別避難計画の作成（山元町）

要件	人数
75歳以上一人暮らし 75歳以上のみの世帯	
要介護3以上	
身体障害者手帳 1・2級	
療育手帳A	
精神障害者保健福 祉手帳1・2級	
その他 (町長が認める者)	

平常時からの名簿情報
提供者の割合

%

(同意者数)

(該当者数)

個別避難計画策定数
(R6年3月末時点)

なし

個別避難計画の作成（山元町）

行政区役員・民生委員

- > 個別避難計画に関する説明
- > 避難行動要支援者の現状聞き取り

町職員（福祉・防災）



町

- > 避難行動要支援者情報の更新



町・行政区

- > 個別避難計画づくり

個別避難計画の作成（山元町）

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）

申請(変更)日 平成 年 月 日

行政区	山元町	小学校区名	小学校
フリガナ		性別	生年月日
氏名		年齢	平成 年 月 日 生 (歳)
〒 989-2111		消防団	第 中隊 第 分団 第 班
住所		自宅電話	0223-
		携帯電話	090-
住所 (住民票)		FAX	
		メールアドレス (本人)	
代理記載及び申請の場合	氏名	続柄	登録者との関係
	氏名	続柄	生年月日 昭和
緊急時の家族等の連絡先	住所	自宅電話	0223-
	住所	携帯電話	090-
	住所	自宅電話	
	住所	携帯電話	
家族構成、同居状況等	居住建物の構造 木造		
	屋根の葺き方 リンゴ		
	階層の位置 二階		
	緊急通報システム <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし		

開催自治体資料

「宮城県大和町」

1. 近年の災害傾向及び地域の地勢状況について

近年の災害被害（大和町）

平成23年3月
東日本大震災
震度6弱を観測



死者4名、負傷者7名
全壊42棟
大規模半壊42棟
半壊226棟
一部損壊2791棟

平成27年9月
関東・東北豪雨



床上浸水78戸
床下浸水 104戸

令和元年10月
令和元年東日本台風



死者1名
床上浸水57戸
床下浸水 94戸

地域防災計画（大和町）

地域防災計画

自助・共助・公助

災害対策基本法第42条の規定に基づき、大和町に係わる災害から町民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、町や防災関係機関等が行うべき災害予防対策や災害応急対策、災害復旧・復興対策を定めたもの。

「地震災害対策編」「風水害等災害対策編」「資料編」から構成されている。

地勢について（大和町）

1. 概要

宮城県のほぼ中央に位置し西部は船形山系の丘陵地で最高1500m、東部は平坦地となり最低15m。町面積の大半は森林地帯に属している。



北泉ヶ岳及び桑沼に端を発する吉田川が、町の中央部を西から東に流れており、支流を併合して太平洋に注いでいる。また、洪水調節や上水道用水の供給を目的とした南川ダム・宮床ダムが建設されている。

地勢について（大和町）

2. 想定される被害

- ①地震
海溝型地震、プレート境界型地震（宮城県沖地震）、内陸地震
- ②風水害
吉田川の氾濫や竹林川の越水、身洗川や吉田川の決壊
ため池の増水、氾濫及び排水機能低下による洪水など
- ③土砂災害
土砂災害警戒区域等指定 179箇所
(土石流57、急傾斜地の崩壊117、地すべり5)
- ④複合災害

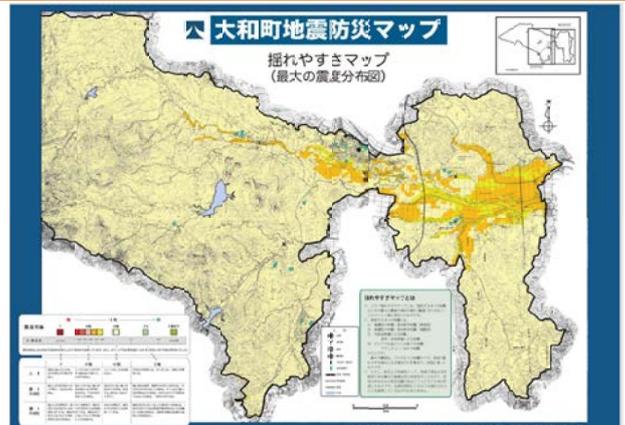
大和町防災ハザードマップ

- 1. 災害を再確認
- 2. 避難すべきタイミングと行動
- 3. 災害に備えて
- 4. 情報の収集
- 5. ハザードマップで考える
- 6. 避難場所・避難所一覧

- 洪水・土砂災害ハザードマップ
- 防災重点ため池ハザードマップ



大和町地震防災マップ



福祉避難所（大和町）



福祉避難所に直接避難することはできません。
福祉避難所は、開設に向けて準備が必要です。
まずは一般の避難所へ避難してください。

誰でも行けるわけではありません。
一般の避難所で、保健師などの判別に基づき、
対象者を決定します。



5. 避難行動要支援者 支援体制づくりについて

個別避難計画の作成（大和町）

要配慮者

1. 高齢者
2. 身体障害者（視覚、聴覚、
肢体不自由、内部障害等）
3. 知的障害者
4. 精神障害者（発達障害、
高次脳機能障害等）
5. 難病
6. 乳幼児
7. 妊産婦
8. 外国人 など

避難行動要支援者（大和町）

1. 70歳以上ひとり暮らし
又は70歳以上のみの世帯
要介護3以上
2. 身体障害者手帳1・2級
3. 療育手帳A・B
4. 精神障害者保健福祉手帳
0. 上記以外で、ひとりで避難
できないおそれがある人

（出典：内閣府「避難行動要支援者対策及び避難所における良好な生活環境対策に関する参考事例集」）